

教職大学院認証評価
自己評価書

平成23年6月

鳴門教育大学大学院学校教育研究科

高度学校教育実践専攻

目 次

I	教職大学院の現況及び特徴	1
II	教職大学院の目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準領域 1 設立の理念と目的	3
	基準領域 2 入学者選抜等	7
	基準領域 3 教育の課程と方法	10
	基準領域 4 教育の成果・効果	32
	基準領域 5 学生への支援体制	37
	基準領域 6 教員組織等	42
	基準領域 7 施設・設備等の教育環境	50
	基準領域 8 管理運営等	51
	基準領域 9 教育の質の向上と改善	55
	基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携	59

I 教職大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 教職大学院（研究科・専攻）名：鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻

(2) 所在地：徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748

(3) 学生数及び教員数（平成23年5月1日現在）

学生数 88人

教員数 22人（うち、実務家教員 11人）

2 特徴

鳴門教育大学は、実践的指導力を有する優れた教員の養成に資するため、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を行う学部をもち、学校教育に関する理論的・実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として昭和56年10月1日に設置された。平成8年度からは、本学、上越教育大学、兵庫教育大学及び岡山大学の4大学を構成大学とする「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究所（博士課程）」が設置され、学士から博士まで連動した段階的・発展的教育を展開する体制を整備している。

今日の学校が直面している諸課題は、複雑かつ困難なものとなっており、学校教育を巡る諸課題に適切に対応し、複雑化・多様化しつつある児童生徒の実態に即しながら、教育活動を積極的に改善・改革していくことのできる、高度な専門性と実践力をもった教員を養成することが強く求められている。すでに「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について（報告）」（平成13年11月）においては、大学院に関して、学部段階で修得する教員として通常必要とされる資質能力に加えて、より高度な専門性や特定分野に強い教員を養成することが必要であると示されており、特に、学校現場が抱える問題に積極的に取り組む中核的教員の養成の重要性が指摘されている。また、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月）では、「教員に対する揺るぎない信頼を確立するための総合的な改革の推進」のために、養成段階から、その後の教職生活を一連の過程としてとらえ、その全体を通して、必要な施策を総合的に講じていくこと、学部段階の教員養成教育の改善・充実を図りつつ、それを踏まえて「教職大学院」制度を活用して、大学院においてより高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員を養成する必要性が指摘されている。

本学は開学以来、現職教員を含めた教員養成教育の実績を有し、学生の実践力を養成するための教育課程等の開発やその実践等に先導的に取り組んできた。それらの実績と知見を最大限に活かしながら、今日の学校と教員を巡る状況を踏まえ、養成すべき教員の専門性と実践力の内実を明確にしつつ、それらを備えた力量ある教員を養成するため、従前の教員養成教育における教育課程、指導方法、組織体制等を見直し、教員養成系の学部・大学院の在り方を追求する全学的な改革の一環として、平成20年4月に大学院学校教育研究科専門職学位課程（教職大学院）として、「高度学校教育実践専攻」（以下、「本学教職大学院」という。）を設置した。

本学教職大学院では、幅広い視点と確かな理論、豊かな実践力をもつ教員を確実に育成するため、専門的知識・実践的スキル等の修得（理論的学習）と実習における実践（実践的・臨床的学習）を段階的に進展させる教育課程を構築するとともに、①現職教員、学部卒学生のそれぞれのキャリアに応じたきめ細かな教育の提供、②2年間の教育・学習の到達目標の明確化、③実習科目を中核としたOJT(On the Job Training)と大学院の専門教育の融合、④教育活動の組織的な改善を推進する大学院教育を特色とした教育内容、指導体制を整備している。また、教育委員会や連携協力校等との協働により、教育課程の開発や学修成果の評価を行い、学校現場の意向の反映、課題の把握に努めている。

II 教職大学院の目的

1 教職大学院の使命・目的

今後の学校教育において必要とされる教員を養成するという使命に即し、本学教職大学院では、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を有し、①学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員の養成、②実践的対応力に優れた新人教員を養成し、教育現場の諸課題に応えることを目的としている。

2 養成する人材像

本学教職大学院の理念・目的に即し、主として現職教員を対象とするリーダー教員の養成に関しては、教員のキャリア形成を考慮して、①マネジメントリーダー教員、②生徒指導・教育相談リーダー教員、③授業・カリキュラム開発リーダー教員、の3タイプの養成を行う。また、学部卒学生を対象とした新人教員の養成にあたっては、多様な児童の実態を理解し、適切に対応しうる資質能力、授業を構想・展開・省察しうる資質能力、学級集団を適切に形成・運営する資質能力を育成する。

具体的には、以下の4コースを設置している。

- 学校・学級経営コース：学校経営，教育行政，学校危機管理等に関する専門的・実践的な知識と技能を有し，学校組織の運営と改善，学校と家庭・地域との連携等を推進できる教員を養成する。
- 学校臨床実践コース：児童生徒理解，対人関係，コミュニケーション等に関する専門的・実践的な知識と技能を有し，生徒指導・教育相談の分野において学校の指導体制の改善を含めて，学校及び地域の学校群のリーダーとして活躍できる教員を養成する。
- 授業実践・カリキュラム開発コース：カリキュラム，授業構成・実践，学習評価等について専門的・実践的な知識と技能を有し，授業実践・カリキュラム開発のリーダーとして，授業研究，校内研修，教育委員会における研修等で指導的な役割を担う教員を養成する。
- 教員養成特別コース：学部段階で形成した教員として必要な資質能力の上に，さらに複雑化しつつある学校教育の諸課題に対して，幅広い実践的対応力を有し，将来における新しい学校づくりを推進する役割を発揮しうる新人教員を養成する。

3 教育活動等を実施する上での基本方針

本学教職大学院の目的，人材養成を確実に履行するため，教育課程の開発・評価，研究者教員と実務家教員による協働指導体制を重視している。

また、「教職大学院における到達目標（3領域11観点）」を設定し，学生，大学教員，教育委員会・学校へ明示し，学びのねらいと成果を共有している。具体的には，本到達目標に即してカリキュラムを体系化するとともに，学生は，到達目標に準拠した自己評価と課題設定，週録による学修成果の蓄積，省察を通して，教職大学院の学修に主体的に取り組むこと，大学教員は，学生の学習プロセスを把握し，個々に適した指導，評価を行うとともに，担当する授業や教育内容の改善に繋げている。教育委員会・学校においては，教職大学院への理解を深め，教育課程や教育内容，学生の学修成果に関する評価等にあたって大学と協働する体制をとっている。

4 達成すべき成果

個人の課題のための教育，力量形成に留まらず，学校現場が直面している課題解決を学校，学生，大学教員が協働して展開する枠組みを設定し，学校改善と大学院教育の一体化を促進するとともに，学修成果を広く教育関係者に公表することで，地域社会や学校現場に対してその成果を還元する。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準領域 1 設立の理念と目的

1 基準ごとの分析

基準 1-1 A

○ 当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。

[基準に係る状況]

本学大学院の目的は、国立大学法人鳴門教育大学学則（以下「学則」という。）第 57 条（貼付資料 1-1-①）で次のとおり定めている。

資料 1-1-① 「国立大学法人鳴門教育大学学則（抜粋）」

第 57 条 本学大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培い、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学学則）

参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00027700/101.pdf

専門職大学院について、学校教育法第 99 条第 2 項は、「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする」と規定している。これらを照合すれば、学則第 57 条に定めた目的は学校教育法第 99 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項等に規定された大学院の目的に合致している。

また、本学教職大学院の理念・目的は、「履修の手引（専門職学位課程）」（別添資料 1-1-1 参照）及び大学のウェブページで公開している「創設の趣旨・目的」（貼付資料 1-1-②）のとおり、目的を示している。

資料 1-1-② 「創設の趣旨・目的」



国立大学法人
鳴門教育大学
Naruto University of Education

大学案内

TOP > 大学案内 > 本学が目指すもの > 創設の趣旨・目的

創設の趣旨・目的

教員には、教育者としての使命感と人間愛に支えられた豊かな教養、教育の理念と方法及び人間性に対する多面的な深い理解並びに教科・領域に関する専門的学力、優れた教育技術など、専門職としての高度の資質能力が強く求められている。

本学は、このような社会的要請に基づき、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を行う学部をもち、学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として昭和56年10月1日に創設された新しい構想の国立大学であり、以後社会の要請に応えるべく教育研究の充実に取り組んできた。

平成20年度から、今日の学校と教員を巡る状況を踏まえ、養成すべき教員像を明確にし、専門性と実践力を備えた力量のある教員を養成することとし、新たに専門職学位課程（高度学校教育実践専攻）を教職大学院として設置した。

大学院学校教育研究科「修士課程」において、教科・領域等における専門性を培い、優れた教育実践を展開できる能力を、「専門職学位課程」では、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を培い、学校や地域で指導力を発揮できる力量を、それぞれ有する初等中等教育教員を養成することを目的としている。

また、「学校教育学部」においては、幼児・児童・生徒の成長と発達に関する総合的な理解にたち全教科・領域にわたる優れた指導能力を備えた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的としている。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ 大学概要）

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/information/05/002.html>

《必要な資料・データ等》

別添資料 1-1-1 平成 23 年度入学者用履修の手引（専門職学位課程）pp. 1-pp. 3

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 本学の教職大学院の理念・目的は、学則第 57 条及び「創設の趣旨・目的」に規定するとおり専門職大学院に関する諸法令の趣旨に合致している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 1-2 A

○ 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の理念・目的は、「創設の趣旨・目的」の中で既設の修士課程の理念・目的と明確に区別し、ウェブページに明記している（貼付資料 1-1-②：3 頁参照）。また、教職大学院において養成する人材像については、「履修の手引（専門職学位課程）」において、次のように示している（貼付資料 1-2-①）。

資料 1-2-① 「教職大学院において養成する人材像」

本専攻においては、一定の教職経験を有する現職教員を対象に「学校や地域において指導的役割を遂行できるスクールリーダー教員」及び学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した者を対象に「幅広い実践的対応力・展開力に優れた新人教員」の養成を行う。

スクールリーダーに関しては、教員のキャリア形成を考慮して、以下の 3 タイプの教員養成を行う。

- ① 学校経営において中核的な役割を担う教員の養成
- ② 生徒指導・教育相談に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成
- ③ 授業実践・カリキュラム開発に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成

また、新人教員に関しては、多様な児童の実態を理解し、適切に対応できる資質能力、授業を構想・展開・省察しうる資質能力、学級集団を適切に形成・運営する資質能力を備え、意欲的に教職に取り組むことができる教員を養成する。

(出典 平成 23 年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」)

本学教職大学院には、主として現職教員を対象とする「学校・学級経営コース」、「学校臨床実践コース」、「授業実践・カリキュラム開発コース」と、優れた新人教員を養成するための「教員養成特別コース」の計 4 コースを設置しており、教育研究上の理念・目的を次のように定めている（貼付資料 1-2-②）、（別添資料 1-2-1, 1-2-2 参照）。

本学教職大学院の教育内容、指導体制の特色については、「履修の手引（専門職学位課程）」において、次のように示している（貼付資料 1-2-③）。

資料 1-2-② 「教職大学院のコースについて」

学校・学級経営コース:学校経営において中核的な役割を担う教員の養成

学校経営、教育行政、学校危機管理等に関する専門的・実践的な知識と技能を有し、学校組織の運営と改善、学校と家庭・地域との連携等を推進できる教員の養成

学校臨床実践コース:生徒指導・教育相談に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成

児童生徒理解、対人関係、コミュニケーション等に関する専門的・実践的な知識と技能を有し、生徒指導・教育相談の分野において学校の指導体制の改善を含めて、学校及び地域の学校評のリーダーとして活躍できる教員の養成

授業実践・カリキュラム開発コース:授業実践・カリキュラム開発に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成

カリキュラム、授業構成・実践、学習評価等について専門的・実践的な知識と技能を有し、授業実践・カリキュラム開発のリーダーとして、授業研究、校内研修、教育委員会における研修等で指導的な役割を担える教員の養成

教員養成特別コース:学卒者を対象とした実践的対応力・展開力に優れた新人教員の養成

多様な児童の実態を理解し、適切に対応しうる資質能力、授業を構想・展開・省察しうる資質能力、学級集団を適切に形成・運営する資質能力を備え、意欲的に教職に取り組むことができる新人教員の養成

(出典 企画総務課資料)

また、本学教職大学院では、「到達目標（3領域 11 観点）」（貼付資料 1-2-④）を設定し、大学教員、学生、教育委員会、連携協力校等へ明示し、2年間の教育及び学びのねらいと成果を共有している。

資料 1-2-③ 「教育内容、指導體制の特色」
① 現職教員、学卒学生、それぞれのキャリアに応じたきめ細かい教育
② 学校の教育活動や学校経営等の改善に連動した教育展開
③ 実務家教員と研究者教員による協働指導體制
④ 大学院学生の学修成果に関する総括的評価
(出典 平成 23 年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」)

資料 1-2-④ 「教職大学院における到達目標」

現職教員学生対象		学部卒学生対象	
領域	観点	領域	観点
1. 教育的人間力	① 最新の教育動向の理解	1. 教育的人間力	① 最新の教育動向の理解
	② 社会と関連づけた教育の認識		② 社会と関連づけた教育の認識
	③ 教員の在り方、教員としての省察		③ 教員の在り方、教員としての省察
	④ コミュニケーション		④ コミュニケーション
2. 教育実践指導力	⑤ 生徒指導	2. 教育実践指導力	⑤ 生徒指導
	⑥ 学習指導		⑥ 学習指導
	⑦ 学級経営		⑦ 学級経営
3. 学校改善指導力	⑧ 学校分析	3. 協働的改善力	⑧ 協働性
	⑨ 組織運営(マネジメント)		⑨ 改善に対する主体性
	⑩ 評価改善		⑩ 学校組織に関する理解と参加
	⑪ 連携構築		⑪ 家庭・学外組織に関する理解と参加

(出典 教務課資料)

《必要な資料・データ等》

別添資料 1-2-1 鳴門教育大学教職大学院ガイドブック 2012 pp. 8-pp. 10

別添資料 1-2-2 平成 23 年度入学者用履修の手引（専門職学位課程） p. 4

別添資料 1-2-3 鳴門教育大学大学院ガイドブック 2012

別添資料 1-2-4 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 本学教職大学院の理念・目的は、「創設の趣旨・目的」により修士課程と区分している。また、各コースにおける人材養成及び修得すべき能力等を明確に設定している。
- 2) 本学教職大学院では、2年間の学びによる「到達目標」を設定し、大学教員、学生、教育委員会等と共有している。
以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 1-3 A

○ 当該教職大学院の理念・目的を公表し、周知に努めていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の理念・目的については、ウェブページや「履修の手引（専門職学位課程）」を通じて、全教職員・学生が常時、閲覧可能な状態にあり、さらに「鳴門教育大学概要」、「学生生活案内」、「鳴門教育大学教職大学院ガイドブック」、「学生募集要項」等の冊子を配付していることや、新入学生に対してはオリエンテーション等の説明により周知している。

具体的には、ウェブページにより、教職大学院の理念・目的を広く社会に公表するほか、大学院紹介ビデオの視聴も可能である（貼付資料 1-3-①）。また、「鳴門教育大学概要」、「鳴門教育大学教職大学院ガイドブック」等の冊子を、教育委員会や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教育研修センター等の教育機関に送付・配付するとともに、大学が企画する「授業公開・授業検討会」や「大学院説明会」等に参加した学外者に対しても周知している。

なお、本学教職大学院の教育目標の達成状況の検証は、授業評価、「授業公開・授業検討会」及び「教職大学院外部評価委員会」の実施等を通じて行っている。「教職大学院外部評価委員会」では、教育委員会や連携協力校関係者等に本学教職大学院で設定している到達目標を明示するとともに、教育委員会等からの意見を踏まえて、教育内容及び教育方法等の改善を図っている。

本学教職大学院の学生の学修成果に関する総括的評価について、「履修の手引（専門職学位課程）」（貼付資料 1-3-②）には、大学と教育委員会、連携協力校等とが連携し、学修成果のプレゼンテーションを通じて、達成状況を検証することとしている。

資料 1-3-① 「鳴門教育大学大学院紹介ビデオ」



（出典 鳴門教育大学ウェブページ 広報「大学院紹介ビデオ」）

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/information/04/005.html>

資料 1-3-② 「大学院学生の学修成果に関する総括的評価」

修士課程では、修士論文により学修成果を判定するが、本専攻では修士論文に代えて、大学院学生の実践力育成の観点から、学修成果の総括的評価を行う。2年間の学修を総括したものとして、学校改善等の分析・プランニング、生徒指導等の実践、カリキュラム開発等の成果をまとめ、本学教員、教育委員会、連携協力校等の関係者のもと、プレゼンテーションを実施する。これにより、大学院の学修成果を本専攻と教育委員会及び連携協力校等が共同で確認し、本専攻における教育内容の質と水準を担保する。

（出典 平成 23 年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 本学教職大学院の理念・目的は、ウェブページ及びガイドブックをはじめとする冊子等により学内外に周知している。
 - 2) 授業公開や学修成果に関するプレゼンテーション等を通して、教育委員会や連携協力校関係者へ教育内容やその成果を公表し、教育目標の達成状況について検証し、適切に改善を行う体制を構築している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院の理念・目的については、既設の修士課程と区別し、専攻分野に関する高度な専門的知識及び能力を修得させるよう適切に配慮している。その最大の特色は、学校及び地域の学校群のリーダーを育成するため、現職教員学生の力量の向上と併せて、「学校力」の向上を視野に入れていることである。具体的には、理論と実践の往還を中核に据え、実習科目を通して、講義・演習等で修得した理論を実践現場で適用すること、実習にあたっては、現任校の管理職と共に課題を抽出し、同僚教員との共同により課題解決プログラムを開発、実践、評価する一連の活動によって「学校の改善と一体化した教師教育」の実現を図っている。

基準領域 2 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

基準 2-1 A

- 人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表されていること。

[基準に係る状況]

本学大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に関しては、専門職学位課程と修士課程を区分し、次のとおり明文化され、学生募集要項にて冊子ならびにウェブページ上で公表している（貼付資料 2-1-①）。

また、大学院ガイドブックとともに学生募集要項を都道府県教育委員会及び徳島県内市町村教育委員会や徳島県内公立学校、国公立大学に配布し広報している（別添資料 2-1-1 参照）。

資料 2-1-① 「平成 23 年度学生募集要項 アドミッションポリシー」

学校教育研究科修士課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する諸科学の総合的、専門的研究をとおして、その理論と方法の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者となりうる能力を養い、初等中等教育教員としての高度の資質と力量の涵養を図ることを目的としています。

入学者の選抜にあたっては、

- ① 教育者として、子どもに対する愛情と使命感を持つ現職教員
- ② 教育に関する専門的知識を探求し、実践力をもった初等中等教育教員になることを志望する者を基本に選抜します。

学校教育研究科専門職学位課程（教職大学院）においては、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を有し、学校や地域で指導力を発揮できる教員を養成することを目的としています。

入学者の選抜にあたっては、

- ① 学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員となることを志向し、高度な実践力を修得しようとする者
- ② 学部段階で培われた教員としての資質能力の上に、優れた実践的対応力・展開力を有し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員を志向する者を基本に選抜します。

（出典 平成 23 年度学生募集要項 巻頭）

《必要な資料・データ等》

別添資料 2-1-1 平成 23 年度大学院学校教育研究科学生募集要項（一般選抜）配付先一覧等

別添資料 2-1-2 平成 24 年度大学院学校教育研究科学生募集要項（一般選抜）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) アドミッションポリシーの明文化、教育委員会等への学生募集要項及び教職大学院ガイドブックの郵送とウェブページ上での広報により、本学教職大学院の目的等の周知を徹底している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 2-2 A

- 教育理念及び目的に照らして、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受け入れが実施されていること。

[基準に係る状況]

入学者選抜方法について、「学校・学級経営コース」、「学校臨床実践コース」及び「授業実践・カリキュラ

ム開発コース」では、出願書類のうち実践研究希望調書や教育実践の記録をもとに、教育実践に関する問題意識や内容等について試問する口述試験を採用し、「教員養成特別コース」には、上記の口述試験に加えて教職に関する設問及び小論文による筆記試験を課すことにより、公平性と平等性を確保している（別添資料 2-2-1）。

また、出願要件について、「学校・学級経営コース」、「学校臨床実践コース」及び「授業実践・カリキュラム開発コース」では、3年以上の教職経験を有する者に加えて、小学校、中学校、高等学校のいずれかの教員免許を有し、現在は教職以外の本採用職に3年以上就いている社会人としている。「教員養成特別コース」では、従来の小学校教諭一種免許状取得者（取得見込み者を含む。）に加えて、平成 23 年度入学者選抜から新たに小学校教諭二種免許状取得者（取得見込み者を含む。）で且つ幼稚園教諭、中学校教諭、養護教諭のいずれかの一種免許状取得者（取得見込み者を含む。）を対象とするなど、開放性を確保している（別添資料 2-2-2）。

入学者の選抜は、大学院入試委員会の議を経て試験実施本部を設置し、試験監督員、試験実施担当者に対し事前の説明会を開催し、実施方法を周知徹底した上で、出願時の提出書類の審査、筆記試験、口述試験を厳格に実施することにより、各コース、各履修形態等の選択に合った学習履歴や実務経験等を的確に判断しており、専攻会議にて予め定められた予備判定のための審査基準及び採点基準、大学院で定める審査基準に基づき合否判定を行っている。

これらの入学者選抜試験に関する出願要件、方法、配点、面接内容や筆記試験問題などについては、学生募集要項に明示し、学内外での入試説明会等において公表・公開している。

《必要な資料・データ等》

別添資料 2-2-1 平成 24 年度大学院学校教育研究科学生募集要項（一般選抜）p.9, p.12

別添資料 2-2-2 平成 24 年度大学院学校教育研究科学生募集要項（一般選抜）p.2

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 教職大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、入学者選抜試験に関する出願要件、試験方法、配点、筆記試験や口述試験の概要などについては、学生募集要項に明示している。また、入学者選抜試験実施要項に基づき、整った組織体制のもとで審査基準や入学者選抜方法を明確に定め、公平性、平等性を確保している。

2) 出願要件については、現職教員学生を対象とするコースにおいては、教員免許状を有する社会人を含めるとともに、「教員養成特別コース」においては、小学校教諭二種免許状取得者で幼稚園、中学校、養護教諭のいずれかの一種免許状を有する者を対象とするなど、開放性を確保している。

以上のことから、適切な学生の受け入れ態勢が整っており、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 2-3 A

○ 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。

[基準に係る状況]

教職大学院の入学定員 50 名に対して、平成 21 年度の入学者が 47 名、平成 22 年度も 47 名が入学しており、本学の入学定員と実入学者数を比較して適正である（貼付資料 2-3-①）。

定員充足に向けての対応として、主に現職教員を対象とする 3 コースでは、都道府県教育委員会や市町村教育委員会及び徳島県内の校長会への計画的訪問を実施し、授業公開や学修成果発表会を四国 4 県の教育委員会の後援を受け、広く教育行政機関や学校現場に対して教職大学院の教育課程や実習の成果などを周知している。また、

学部卒学生を対象とした教員養成特別コースでは、コース独自のガイドブックを作成して学生募集要項に追加して配布し、さらに在学院生の卒業大学へ計画的に訪問する等、大学間の関係維持と広報活動に努めている。

資料 2-3-① 「高度学校教育実践専攻（教職大学院）入学者選抜状況」

平成 21・22 年度入学者選抜状況 (単位：人)

区分		募集人員	平成 21 年度入学者選抜状況				平成 22 年度入学者選抜状況			
			志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
現職 教員	学校・学級経営コース	10	12	12	12	12	13	13	13	13
	学校臨床実践コース	15	11	11	11	11	13	13	12	12
	授業実践・カリキュラム開発コース	15	15	15	14	14	14	14	14	12
学卒	教員養成特別コース	10	15	13	13	10	10	10	10	10
計		50	53	51	50	47	50	50	49	47

(出典 教務課資料「高度学校教育実践専攻（教職大学院）入学者選抜の概要」)

《必要な資料・データ等》

基礎データ 1-3 現況票（志願者、合格者、入学者の推移）

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教職大学院の入学定員 50 名に対して、平成 21 年度の入学者が 47 名、平成 22 年度も 47 名が入学しており、本学の入学定員と実入学者数を比較して適正である。
- 2) 積極的にアウトリーチな広報活動を計画し、教育委員会や校長会、大学や学校現場へ訪問し教職大学院の目指す人材養成やカリキュラムの特徴について面会による説明を行うなど、授業公開や現任校実習の成果発表会等を実施したことにより、本学教職大学院への理解と信頼を得ている。
以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

特になし。

基準領域 3 教育の課程と方法

1 基準ごとの分析

基準 3-1 A

○ 教職大学院の制度ならびに各教職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院では、学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員及び幅広い実践力に優れた新人教員を養成するため、創設時においては、共通科目、コース別選択科目、実習科目の3科目群を設定し、各群が相互に関連し、専門的知識・実践的技能等の修得（理論的学習）と実習における実践（実践的・臨床的学習）を段階的に進展させる教育課程を次のとおり編成した。

【共通科目】：①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導、教育相談に関する領域、④学級経営、学校経営に関する領域、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域、の5領域に加え、今日的な教育課題に対応するため、⑥その他の領域を設定している（貼付資料3-1-①参照）。

資料 3-1-① 「共通科目一覧」

1 共通科目

領域	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
教育課程の編成・実施に関する領域	カリキュラム編成の実際と課題 学校カリキュラムの開発	2		その他の領域については、2科目4単位以上を修得すること。
		2		
教科等の実践的な指導方法に関する領域	授業実践の分析と改善 学習指導の構成と展開 学習評価の実際と課題	2		
		2		
		2		
生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談に関するケースカンファレンス 子どもの内面理解に関する実践と課題	2		
		2		
学級経営、学校経営に関する領域	学級経営の実際と課題 学校経営の実際と課題	2		
		2		
学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の在り方に関する実践と課題	2		
その他の領域	乳幼児から児童期の発達支援と課題 軽度発達障害児への支援と課題 道徳教育の実際と課題		2	
			2	
			2	

(出典 履修の手引 (平成 21 年度入学者用))

【コース別選択科目】：現職教員学生対象の3コースについては、「学校経営・学級経営」、「授業実践・カリキュラム開発」、「生徒指導・教育相談」の3分野を設け、学校現場においてリーダーとして活躍できる教員を確実に育成するため、分野ごとに8科目18単位の専門科目を設定している。学部卒学生対象の「教員養成特別コース」については、実践課題に幅広く対応できる資質や能力を育成するため、学級経営、児童理解、教科指導等の領域に関する、理論的・実践的な専門科目を8科目16単位設定している（貼付資料3-1-②参照）。

資料 3-1-② 「コース別選択科目一覧」

2 コース別選択科目

(1) 学校・学級経営コース, 学校臨床実践コース, 授業実践・カリキュラム開発コース

コース群	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
学校・学級経営コース	学校組織の分析と開発		2	自己の所属するコース群の科目を中心に8科目18単位を履修すること。
	家庭・地域との連携構築に関する事例研究		2	
	学校危機管理に関する事例研究		2	
	人材育成と校内研修		2	
	教育行政と学校教育		2	
	教育政策の動向と課題		2	
	学校プロジェクト事例演習 (学校・学級経営)	2		
	実践課題探求(学校・学級経営)	4		
学校臨床実践コース	エンカウンターグループ体験演習		2	
	学校カウンセリングの実践と課題		2	
	外部機関との連携に関する実際と課題		2	
	学校メンタルヘルス相談の実践と課題		2	
	生徒指導・教育相談の実際と課題		2	
	学校臨床実践事例研究		2	
	学校プロジェクト事例演習 (学校臨床実践)	2		
	実践課題探求(学校臨床実践)	4		
授業実践・カリキュラム開発コース	学習者理解の実際と課題		2	
	学習者支援の実際と課題		2	
	カリキュラムの構成演習		2	
	教材教具の開発演習		2	
	学習者支援フィールドワーク		2	
	教師熟達フィールドワーク		2	
	学校プロジェクト事例演習 (授業実践・カリキュラム開発)	2		
		実践課題探求(授業実践・カリキュラム開発)	4	

(2) 教員養成特別コース

コース群	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
教員養成特別コース	授業に関わる実践的研究	2		
	教科外活動に関わる実践的研究	2		
	生徒指導・進路指導に関わる実践的研究	2		
	授業熟達実地演習	2		
	学級経営実地演習	2		
	児童理解実地演習	2		
	学級経営実践演習	2		
	実践課題探求(教員養成特別)	2		

(出典 履修の手引(平成21年度入学者用))

創設より2年間の実施を行い、その成果を総括した上で以下の基本方針の再検討を行った。

①教職大学院で育成すべき人材像を踏まえ、大学院での専門的知識の習得と学校現場での活用・内面化を両輪とする教育(OJTと専門教育の総合)をさらに一層充実させる。そのために、実習及び実習関連科目の体系化と単位数の見直しを図る(基準3-3で詳述)。

②大学院生の関心に対応できるよう、修了要件における選択幅を拡大する。そのために、選択履修単位を設定する。

③学部卒学生、現職教員学生それぞれの既有知識、経験に適合するように、共通科目の編成を見直す。そのために、合同授業とキャリア別授業の設定、各領域における共通科目を見直す。

以上の基本方針の改訂を受け、平成22年度より新たな教育課程を編成している（貼付資料3-1-③参照）。

資料3-1-③「高度学校教育実践専攻における授業科目区分と単位数」

区分	領域・コース群	備考	現職教員対象		教員養成特別(学卒)対象	
			単位数	履修方法	単位数	履修方法
共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	各領域には、現職・学卒の共通1科目と現職対象1科目、学卒対象1科目を設定	20	各領域から2科目4単位をそれぞれ修得	20	各領域から2科目4単位をそれぞれ修得
	教科等の実践的な指導方法に関する領域					
	生徒指導、教育相談に関する領域					
	学級経営、学校経営に関する領域					
	学校教育と教員の在り方に関する領域					
専門科目	マネジメント	現職教員対象科目	18	自己のコース群から6単位以上、他コース群及び今日的課題群から2単位以上、現職教員共通群から6単位、計18単位を修得	/	/
	学校臨床					
	授業・カリキュラム					
	現職教員共通					
	学校教育の今日的課題	現職・学卒共通科目			16	自己のコース群から14単位、今日的課題群から2単位修得
教員養成特別	学卒対象科目	/	/			
実習科目	学校・学級経営コース	現職教員対象科目	14	3科目を修得	/	/
	学校臨床実践コース					
	授業実践・カリキュラム開発コース					
	教員養成特別コース	学卒対象科目	/	/	16	6科目を修得
修了要件単位数			52		52	

(出典 企画総務課資料)

以下、科目区分ごとに内容及び履修方法等について詳述する。

【共通科目】：①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導、教育相談に関する領域、④学級経営、学校経営に関する領域、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域、の5領域とした。全ての領域において、現職教員学生・学部卒学生の合同による共通1科目とキャリア別の科目各1科目を設定し、合同授業ではキャリアを越えて共通して習得すべき理論や技術を陶冶する授業とし、キャリア別授業では事例研究等キャリアに応じた解釈の広がりや省察の深化等、実践的な力量を陶冶する授業とし、キャリアの違いに対応している（貼付資料3-1-④参照）。

資料3-1-④「共通科目授業科目一覧」

1 共通科目

領 域	授 業 科 目	単 位 数		履 修 方 法
		必修	選択	
教育課程の編成・実施に関する領域	教科カリキュラムの内容と構成 学校カリキュラムの開発 (* a) 教育課程の基礎的理解と実践 (* b)	2	2 2	各領域から2科目4単位をそれぞれ修得すること。 (* a)は、学校・学級経営コース、学校臨床実践コース、授業実践・カリキュラム開発コースの学生を対象とした科目 (* b)は、教員養成特別コースの学生を対象とした科目
教科等の実践的な指導方法に関する領域	学習指導と学習評価 授業実践の分析と改善 (* a) 教科等指導の基礎的理解と実践 (* b)	2	2 2	
生徒指導，教育相談に関する領域	子どもの内面理解 生徒指導・教育相談に関するケースカンファレンス (* a) 生徒指導・進路指導の基礎的理解と実践 (* b)	2	2 2	
学級経営，学校経営に関する領域	学級・学校経営の今日的課題と実践 学校経営の実践と課題 (* a) 学級・学校経営の基礎的理解と実践 (* b)	2	2 2	
学校教育と教員の在り方に関する領域	コミュニケーション力育成の実践と課題 学校の今日的課題とその改善 (* a) 教育の今日的課題とその改善 (* b)	2	2 2	

(出典 22年度『履修の手引』のp.10)

【専門科目】：コース別選択科目を「専門科目」と名称変更し，以下の科目群を配置した。現職教員学生対象の3コース「学校・学級経営コース」及び「学校臨床実践コース」，「授業実践・カリキュラム開発コース」については，「マネジメント」，「学校臨床」，「授業・カリキュラム」，「生徒指導・教育相談」，「学校教育の今日的課題」，「現職教員共通」の5つのコース・領域群を設け，学校現場においてリーダーとして活躍できるために，学校教育にかかわる広範かつ深い知識や技能を身につけた教員を確実に育成するため，自己の所属コース群（主領域）から3科目6単位以上，他のコース・領域群から1科目2単位以上の計12単位以上を履修し，さらに現職教員共通群から2科目6単位を履修する。学部卒学生対象の「教員養成特別コース」については，実践課題に幅広く対応できる資質や能力を育成するため，授業実践，子ども理解・学級経営，学級理解，学校理解及び教科指導に関する，理論的実践的な専門科目を7科目14単位と学校教育の今日的課題群から1科目2単位の計16単位を履修する（貼付資料3-1-⑤参照）。

資料3-1-⑤「専門科目授業科目一覧」

2 専門科目

コース・領域群	授 業 科 目	単 位 数		履 修 方 法
		必修	選択	
マ ネ ジ メ ント	学校組織の分析と開発		2	学校・学級経営 コース、学校臨床 実践コース及び授 業実践・カリキュ ラム開発コースに おいては、現職教 員共通群から6単 位、自己の所属す るコース群（主領 域）から6単位以 上、自己の所属し ないコース群（教 員養成特別を除 く）及び学校教育 の今日的課題群か ら2単位以上、計 18単位を履修す ること。教員養成 特別コースにおい ては、自己の所属 するコース群から 14単位、学校教育 の今日的課題群か ら2単位を履修す ること。
	家庭・地域との連携構築		2	
	学校危機管理の実践と課題		2	
	教員の人材育成と研修		2	
	教育政策と教育行政		2	
学 校 臨 床	学校カウンセリング		2	学校臨床実践事例研究 教育相談の実践
	外部機関との連携		2	
	学校メンタルヘルス相談		2	
	生徒指導・教育相談の実践と課題		2	
	学校臨床実践事例研究		2	
授 業 ・ カ リ キ ュ ラ ム	カリキュラム編成の実際と課題		2	教員養成特別を除く）及び学校教育の今日的課題群から2単位以上、計18単位を履修すること。教員養成特別コースにおいては、自己の所属するコース群から14単位、学校教育の今日的課題群から2単位を履修すること。
	学習者理解・支援の実際と課題		2	
	教材教具の開発演習		2	
	授業実践フィールドワーク		2	
	教科・研究主任の力量形成		2	
学校教育の今日的課題	乳幼児から児童期の発達支援と課題		2	軽度発達障害児への支援と課題 人間の成長と道徳教育
	軽度発達障害児への支援と課題		2	
	人間の成長と道徳教育		2	
現 職 教 員 共 通	学校アセスメント演習		2	学校課題演習
	学校課題演習		4	
教 員 養 成 特 別	教科教育実践研究A		2	教科教育実践研究B 実践課題研究 学校基礎演習Ⅰ（授業実践） 学校基礎演習Ⅱ（子ども理解・学級経営） 学校総合演習Ⅰ（学級理解） 学校総合演習Ⅱ（学校理解）
	教科教育実践研究B		2	
	実践課題研究		2	
	学校基礎演習Ⅰ（授業実践）		2	
	学校基礎演習Ⅱ（子ども理解・学級経営）		2	
	学校総合演習Ⅰ（学級理解）		2	
	学校総合演習Ⅱ（学校理解）		2	

（出典 22年度『履修の手引』のp.11）

なお、実習科目については、「基準3-3」の中で詳述する。

また、平成21年度から、教職大学院における「到達目標（3領域11観点）」（貼付資料3-1-⑥参照）を設定し、教育課程に反映させている。具体的には、観点ごとに理論的側面と実践的側面に区分し、到達目標と授業科目の関係を「カリキュラム体系化表」（別添資料3-1-1参照）として整理し、教職員、学生に配付するとともに、シラバスに明示している（貼付資料3-1-⑦参照）。

資料3-1-⑥「教職大学院における到達目標」

(現職教員対象)			(学卒生対象)			
領域	観点	到達目標 上段:理論的側面(T) 下段:実践的側面(P)	領域	観点	到達目標 上段:理論的側面(T) 下段:実践的側面(P)	
A 教育的人間力	1 最新の教育動向の理解	T 教育政策や学校改革の動向や事例について知るとともに、それらの背景について理解する P 教育政策や学校改革の動向との関連で、実習校の課題や特徴を捉える	A 教育的人間力	1 最新の教育動向の理解	T 教育政策や学校改革の動向や事例について知るとともに、それらの背景について理解する P 教育政策や学校改革の動向との関連で、学校教育の動向を省察する	
	2 社会と関連づけた教育の認識	T 人間の成長発達に占める学校教育の役割や社会・経済的状況と学校教育の関係等、幅広い観点から学校ないし学校教育を理解する P 社会の中で求められる教育の役割と関連づけながら実習校の教育の在り方を考える		B 教育実践指導力	2 社会と関連づけた教育の認識	T 人間の成長発達に占める学校教育の役割や社会・経済的状況と学校教育の関係等、幅広い観点から学校ないし学校教育を理解する P 社会の中で求められる学校教育の役割について省察する
	3 教員の在り方、教員としての省察	T 教員の果たすべき役割、教員の専門性について、理論的に理解する P 教員の在り方や専門性という観点から、教員としての自己の課題を捉える			3 教員の在り方、教員としての省察	T 教員の果たすべき役割、教員の専門性について、理論的に理解する P 教師としての専門性をのばすため、日々の実践を省察する
	4 コミュニケーション	T 様々な背景を持つ人々と適切にコミュニケーションできる知識・スキルを習得する P 様々な人と適切にコミュニケーションするとともに、集団の中でリーダーシップを発揮したり、コーディネートする			4 コミュニケーション	T 様々な背景を持つ人々と適切にコミュニケーションできる知識・スキルを習得する P 様々な人と適切にコミュニケーションするとともに、集団の中でリーダーシップを発揮したり、コーディネートする
B 教育実践指導力	5 生徒指導	T 生徒指導、教育相談に関する理論的、専門的な知識やスキルを習得する P 生徒指導、教育相談のすめ方について、他の教員への助言・支援ができるようになる	B 教育実践指導力	5 生徒指導	T 生徒指導、教育相談に関する理論的、専門的な知識やスキルを習得する P 習得した知識等を活用し、生徒指導、教育相談を実践し、省察する	
	6 学習指導	T 授業の構成、実施、評価に関する理論的、専門的な知識やスキルを習得する P 授業の構成、実施、評価に関して、他の教員への助言・支援ができるようになる		6 学習指導	T 授業、カリキュラムの構成、実施、評価に関する理論的、専門的な知識やスキルを習得する P 習得した知識等を活用し、授業等を実践し、省察する	
	7 学級経営	T 子どもの理解、学級集団の理解に関する理論的な知識や、関連したスキルを習得する P 学級集団や学級経営の診断と改善に関して、他の教員への助言・支援ができるようになる		7 学級経営	T 子どもの理解、学級集団の理解に関する理論的な知識や、関連したスキルを習得する P 習得した知識等を活用し、学級経営等に関し、実践し、省察する	
C 学校改善指導力	8 学校分析	T 学校に関する資料をもとに、学校の現状と課題を把握するための知識、スキルを習得する P 実習校の児童生徒、教職員、学校運営、地域等との連携、等について、具体的なデータ(資料)にもとづき、特徴と課題を明らかにする	C 協働的改善力	8 協働性	T 協働関係を構築するために必要な知識、スキルを習得する P 協働関係の元で活動に参画し、省察する	
	9 組織運営(マネジメント)	T 学校の教育活動の活性化に結びつく、組織運営(マネジメント)の知識、スキルを習得する P 学校組織活性化のための具体的な計画を構想する		9 改善に対する主体性	T 省察から明らかになった課題について主体的に改善するのに必要な知識、スキルを習得する P 活動に積極的に関わり、その活動を省察して自ら改善しようとする	
	10 評価改善	T 学校の取り組みを評価するための知識、スキルを習得する P 実習校の取り組みとその成果に関する評価を行うことができ、それに基づいてさらなる改善課題を明らかにする		10 学校組織に関する理解と参加	T 学校の状況と自己の関心を関連づけて、学校の様々な活動を企画できる知識、スキルを習得する P 企画した活動で効果的に実践し、省察する	
	11 連携構築	T 外部の関係機関等に関する知識を有し、異校種、家庭・地域、関係機関等と連携をすすめるための知識、スキルを習得する P 連携構築に関する実習校の実態と課題を明らかにし、連携構築に向けた構想を具体化する		11 家庭・学外組織に関する理解と参加	T 家庭、地域、関係機関との連携を進めるための知識、スキルを習得する P 家庭、地域、関係機関との活動に積極的に参画する	

(出典 教務課資料)

各コースは、それぞれ発達・伸長させるべき専門性に合わせた専門科目を設定し、現職教員を対象とする3コースと学部卒学生を対象とするコースに分けて「履修モデル」(貼付資料3-1-⑧)を設定している。履修に関しても、学生が必要な科目を適切に履修できるように「時間割表」(別添資料3-1-2)を編成・作成している。

また、学生一人ひとりの学習プロセスを把握するため、各コースの全ての学生に週録(別添資料3-1-3参照)、(別添資料3-1-4参照)の提出を求め、それにより、課題を抱える学生を把握し、コースの専任教員を中心に支援を行うシステムを構築している。

資料3-1-⑦「教職大学院到達目標における該当項目」(シラバスより抜粋)

【共通科目(第1領域):教科カリキュラムの内容と構成】

[授業科目名] [英 文 名]	教科カリキュラムの内容と構成 Content and Construction of Subject Curriculum	
[担当教員・所属・研究室番号]	西 村 公 孝・授業実践・カリキュラム開発・A207 村 川 雅 弘・授業実践・カリキュラム開発・A209 廣 瀬 隆 司・授業実践・カリキュラム開発・C705 前 田 洋 一・授業実践・カリキュラム開発・A705	
[標準履修年次]	1年次	[開講時期] 前期・月曜・4限
[授業形態]	講義・演習	[単位数] 2単位
[キーワード]	教科カリキュラム, 教科内容, 内容構成, 小中(中高)一貫・連携	
[連絡先・オフィスアワー]	内線: 6366(西村), 6685(村川), 6397(廣瀬), 6267(前田)	

【授業の目的及び趣旨】

教科カリキュラムの内容と構成について、学習指導要領の成立過程を概観し、そこにどのような内容構成の原理があるのか理解する。また、学習指導要領に示された目標及び内容構成は、各教科カリキュラムとして、どのように学校の教育実践の場で行われているのか、その課題を明らかにしつつ教科内容編成の原理を各教科の視学間・芸術から再検討し、教科のカリキュラム内容と構成について再評価を行う。さらに、各教科の教科書等の内容と構成を見直し、児童生徒の態度と社会的要請(学習指導要領)を踏まえ、具体的な内容構成に関する単元等の開発を行う。

【教職大学院到達目標における該当項目】

領域	観点	到達目標(理論的側面(T)/実践的側面(P))
A 教育的人間力	1 最新の教育動向の理解	T: 教育政策や学校改革の動向や事例について知るとともに、それらの背景について理解する
	3 教員の在り方、教員としての省察	T: 教員の果たすべき役割、教員の専門性について、理論的に理解する
		P: 教員の在り方や専門性という観点から、教員としての自己の課題を捉える(現職教員対象) P: 教師としての専門性をのばすため、日々の実践を省察する(学卒生対象)
B 教育実践指導力	6 学習指導	T: 授業の構成、実施、評価に関する理論的、専門的な知識やスキルを習得する(現職教員対象) T: 授業、カリキュラムの構成、実施、評価に関する理論的、専門的な知識やスキルを習得する(学卒生対象)

(出典 「授業計画(シラバス)2011」P7)

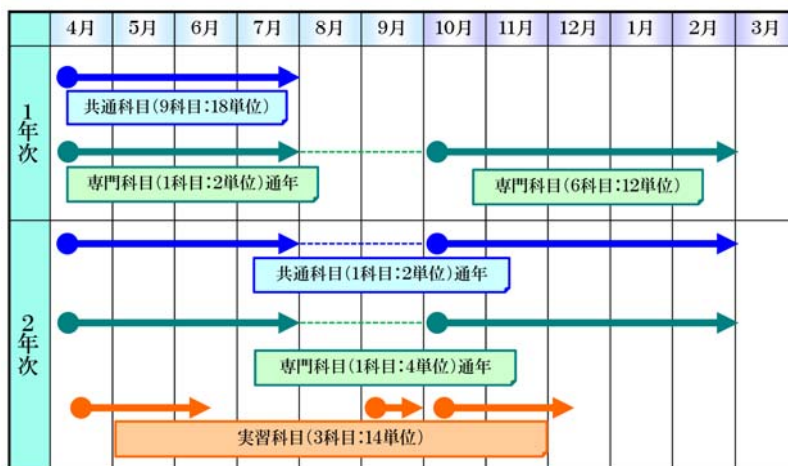
そのほか、授業の改善をねらいとした「教職大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下、「FD委員会」という。）を設置（貼付資料3-1-⑨）しており、全授業科目で実施している「大学院生による授業評価アンケート」の結果を受けて、授業担当者が報告書を作成し、さらに「FD委員会」で分析し、授業の改善に努めている。例えば、共通科目の第5領域は2科目とも現職教員学生と学部卒学生の合同授業による科目であったが、学生からの評価を踏まえて、前述のとおり平成22年度よりキャリア別の科目として設定し、学部卒学生には「教育の今日的課題とその改善」という科目を新しく設定した。

教育課程の編成については、教育委員会関係者等の意見を反映させ、不断に改善していくことを目的として「教職大学院外部評価委員会」を設置（貼付資料3-1-⑩）している。授業評価等の結果を基に、教育課程の改善点について、授業内容や授業方法等に関して受講生からの意見を聴取するとともに、次

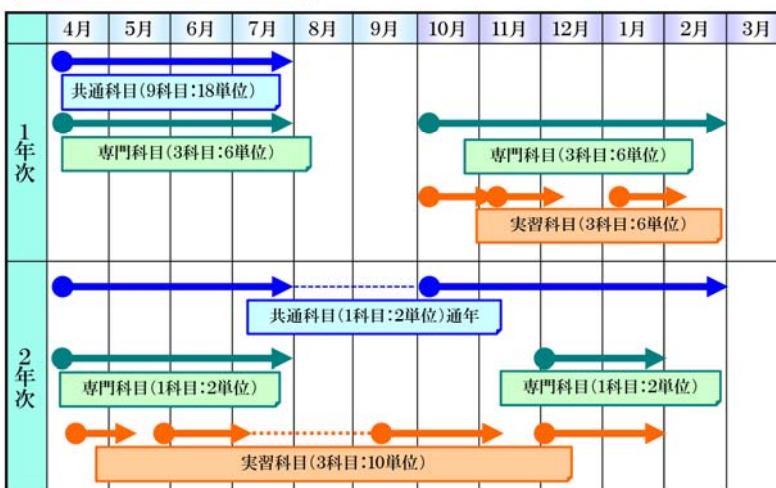
年度に向け、改善状況を評価することを目的としている。

資料3-1-⑧「履修モデル」

スクールリーダー養成の場合



新入教員養成の場合



(出典 教職大学院ガイドブック P7)

資料3-1-⑨ 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程」
(FD委員会関連抜粋)

(FD委員会)

第6条 FD委員会は、実践専攻としての組織的な教育の質の維持・向上の取り組みを行う。

2 FD委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 実践専攻専攻長
- (2) 実践専攻副専攻長
- (3) 実践専攻各コースの教育を担当する教員各1人
- (4) 学長が必要と認めた者

3 前項第3号に規定する者の任期は、2年とし、同項第4号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 FD委員会の委員長は、実践専攻専攻長をもって充てる。

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程)

参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00018791/231.pdf

資料 3-1-⑩ 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程」
(外部評価委員会関連抜粋)

(外部評価委員会)

第 3 条 外部評価委員会は、実践専攻に係る教育課程及び教育方法等の評価並びに改善等を行う。

2 外部評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教育研究担当）
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 実践専攻各コース長
- (5) 徳島県教育委員会及び都道府県教育委員会の関係者
- (6) 学長が必要と認めた者

3 前項第 5 号及び第 6 号に規定する者の任期は、1 年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 実践専攻専攻長は、外部評価委員会の業務を統括する。

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程)

参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00018791/231.pdf

《必要な資料・データ等》

別添資料 3-1-1 カリキュラム体系化表

別添資料 3-1-2 時間割表（平成 23 年度）

別添資料 3-1-3 学びのポートフォリオ（現職教員学生対象）

別添資料 3-1-4 学びのポートフォリオ（教員養成特別コース）

別添資料 3-1-5 教育課程等の概要

(基準の達成状況についての自己評価 A)

- 1) 教職大学院の 2 つの目的・機能である「新しい学校づくりの有力な一員となりうる新人教員の養成」及び「スクールリーダーの養成」を果すのに相応しい教育課程を編成している。
- 2) 共通に開設すべき授業科目の 5 つの領域について、各々適切な科目が開設され、履修されるように配慮している。
- 3) 共通科目の土台の上に院生のニーズに応じて専門科目を履修でき、広い視野と確かな専門性を持ち高度で実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材育成を行っている。
- 4) 教育課程は、教職大学院の制度ならびに目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合を留意し体系的に編成している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-2 A

○ 教育課程を展開するにふさわしい教員の配置、授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

[基準に係る状況]

教職大学院の専任教員は、22 名（うち実務家教員 11 名（うち 1 名はみなし実務家））であり（貼付資料 3-2-①），専門職大学院設置基準の教員定員数 11 名を大きく上回るとともに、実務家教員の割合も 50% で、理論と実践の融合を図る視点から、十分な教員の配置となっている。また、共通科目及び専門科目の授業では、13 名の兼任教員が担当している。

授業形態に関しては、平成 22 年度より、全ての共通科目及び専門科目において、研究者教員と実務家教員によ

るチーム・ティーチングを行う体制をとっており、研究知見を基盤とした実践的な力量形成を意識した教育を行う体制としている。

授業内容については、授業科目として取り上げるテーマ・課題を、学校教育法一部改正や学習指導要領改訂などの教育改革の動向を踏まえつつ、その上で現場が直面している問題や諸課題を積極的に取扱い、その実現や具体的な解決策・対応策を考案する内容としている。これらの授業を通して、学校現場における課題に対する検討を進めている。

例えば、共通科目「カリキュラム編成の実際と課題」では、新学習指導要領改訂のポイントを理解した上で受講生が自己の専門教科や興味・関心を踏まえた上でコースを越えて延べ 20 グループに分

かれ、小中学校の全ての教科・領域ごとに改訂の要点をまとめるワークショップを行った(別添資料 3-2-1)。

授業方法に関しては、理論と実践の融合を図る観点から、ほぼ全ての授業科目で、ワークショップや討論、ロールプレイング、プレゼンテーションなどの教員と院生との双方向及び院生同士の主体的かつ共同的な学習を実施するなど、いずれの授業においても創意工夫を凝らした授業を展開している。

例えば、共通科目「学級・学校経営の今日の課題と実践」では、事例を通したカンファレンスを実施する際に、学部卒学生と現職教員学生(現職教員学生は異校種;小・中・高,等)を組み合わせた小グループ(4人グループ)を設定し、キャリアが違う多様な見方や考え方が効果的に交流するよう教育方法を工夫した。また、院生の考えを機能的に引き出し、交流するワークショップ型の授業も実施した。さらに、専門科目及び実習科目で少人数教育を実施しており、教室も受講者数に比して十分な広さを確保するとともに、授業がスムーズに行えるように学習環境を整備するなど、教育効果を十分にあげられるようになっている。

なお、教育課程の編成の趣旨に沿って、1年間の授業計画、授業内容・方法、単位認定の基準等をシラバスに明記しており、学生には冊子体で配付するとともに、ウェブページにも常時掲載し、有効に活用している(貼付資料 3-2-2)。

資料 3-2-① 「教職大学院教員配置表」

(平成23年5月1日現在 単位:人)

コース	教員別	教授	准教授	講師	計
学校・学級経営コース	研究者	2	1		3
	実務家	1	2		3
	計	3	3		6
学校臨床実践コース	研究者	1			1
	実務家		3(1)		3(1)
	計	1	3(1)		4(1)
授業実践・カリキュラム開発コース	研究者	3	1(1)		4(1)
	実務家		2		2
	計	3	3(1)		6(1)
教員養成特別コース	研究者		3		3
	実務家	1	1	1※	3
	計	1	4	1	6
合計	研究者	6	5(1)		11(1)
	実務家	2	8(1)	1	11(1)
	計	8	13(2)	1	22(2)

※ みなし専任教員

()は女性教員で内数

(出典 企画総務課資料)

資料 3-2-② 「国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ『シラバス一覧』(検索画面)」



Copyright (c) 2010 NTT DATA KYUSHU CO. CORPORATION. All Rights Reserved.

(出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ 教育)

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/menu/campus.html>

《必要な資料・データ等》

別添資料 3-2-1 「カリキュラム編成の実際と課題」レポート報告

別添資料 3-2-2 授業計画（シラバス）2011

別添資料 3-2-3 「学校カリキュラムの開発」レポート

別添資料 3-2-4 「学級・学校経営の今日的課題と実践」レポート

別添資料 3-2-5 鳴門生徒指導事例研究

基礎データ 1-2 現況票（教員組織）

（基準の達成状況についての自己評価 A）

- 1) 各教員が、各々の教育・研究上の業績又は実務経験を生かした授業科目を担当している。
 - 2) 研究者教員と実務家教員が常に協働し、理論と実践の融合という視点から、実践的な力量形成を意識した教育が展開されている。
 - 3) 各授業においては、学習指導要領をはじめ教育行政の動向を踏まえつつ、教育現場における課題を積極的に取り上げ、学校種を超えてそれらを協同的に解決するものとなっている。
 - 4) 教育課題の解決を図る条件や方法を探る事例研究やワークショップ、フィールドワークを積極的に採り入れている。
 - 5) 各授業において問題解決的かつ協同的な学習が展開できるように、受講生の人数の適正化を図っている。
 - 6) 現職教員学生と学部卒学生のキャリアの違いを踏まえた授業内容・方法となっている（基準 3-1 関連）。
- 以上のことから、教職大学院の目的に沿った教育課程を展開する上で、適切な教員の配置、授業内容、授業方法・形態を整備しており、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-3 A

○ 教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。

[基準に係る状況]

実習科目は、共通科目、専門科目で学習した教職に関する専門的知識並びに関連したスキル・方法論等を踏まえて、「実践において活用し評価する学習（理論の実践化）」、「実践の意味づけや有効性を解釈・分析する学習（実践の理論化）」として位置付ける。つまり、実習は、理論知を実践の場で活用可能な実践知へ変換する資質能力と、実践と理論的知識等を踏まえて分析・解釈することのできる資質能力を獲得させることを主たる目的とする。実習科目に関しては、平成 22 年度入学生からのカリキュラム改編にあたっても目的に変更はない。実習のねらいをより明確にするため、名称及び単位の変更を行った。開設科目は次に示す通りである（貼付資料 3-3-①）。以下、平成 22 年度以降のカリキュラムの名称により説明を行う。

資料3-3-① 「実習科目一覧」

3 実習科目

(1) 学校・学級経営コース, 学校臨床実践コース, 授業実践・カリキュラム開発コース

コース群	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
学校・学級経営コース 学校臨床実践コース 授業実践・カリキュラム開発コース	学校課題フィールドワークⅠ	6		
	異校種フィールドワーク	2		
	学校課題フィールドワークⅡ	6		

(2) 教員養成特別コース

コース群	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
教員養成特別コース	基礎インターンシップⅠ (子ども理解)	2		
	基礎インターンシップⅡ (授業実践)	2		
	基礎インターンシップⅢ (学級経営)	2		
	総合インターンシップⅠ (学級理解と実践)	4		
	総合インターンシップⅡ (学校理解と実践)	4		
	総合インターンシップⅢ (総合理解と実践)	2		

備考 講義及び演習の単位は、15時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技の単位は、30時間の授業をもって1単位とする。

ただし、教員養成特別コースにおける実習科目は、45時間の授業をもって1単位とする。

(出典 履修の手引 p.12)

教職大学院にふさわしい実習の設定については、主として現職教員対象の「学校・学級経営コース」、 「授業実践・カリキュラム開発コース」及び「学校臨床実践コース」の実習と、新人教員の養成を目指す「教員養成特別コース」の実習は、各々の目的に合わせて異なる形態で設計されている。現職教員対象の各コースは、主として、1年次の共通科目や専門科目などを通じて習得した理論的・実践的な知見を基盤にしつつ「学校アセスメント演習」を通して明らかにしてきた現任校の課題の解決を目標にした実習が計画され、「教員養成特別コース」では、鳴門市内の連携協力校(17小学校)において長期にわたり、インターンシップ型の実習を行う設計となっている。

なお、教職大学院における実習は単なる研修とは異なることから、単に教職経験を持って安易に置き換えられるべきでないという観点から、現職教員学生の実習の免除については全てのコースで実施していない。

現職教員学生の実習課題は、現任校が抱える課題解決を目的とする内容のものが多く(貼付資料3-3-②)、学部卒学生の実習課題は、授業づくりや子ども理解等、実践的な教育課題の理解とそれらへの対応力の育成につながる内容のものが多く(貼付資料3-3-③)。

資料3-3-② 「これまでの主な実習テーマ」(現職教員学生)

- 学校と家庭・地域との連携関係構築に関する研究 学校と家庭・地域との連携の構築-連携企画チームの活動を通して-
- 学校運営への参画意識を高め、組織力の向上を目指す学校評価の在り方
- 学級経営の見直し・改善と学校の活性化 教職員組織による学級経営の見直しを通じた教育改善への取り組み
- 不登校の早期発見・早期対応と校内支援体制の確立
- 発達障害のある児童の自尊感情とその児童への共感的理解
- 社会適応できる力を伸ばすコミュニケーション力の育成
- 小学校と中学校の円滑な接続を目指した小中連携の方略について-小中授業交流研修会の実践を中心に-
- 小学校における双方向コミュニケーションを基盤とした「心豊かに学び、生きる力を育む学習指導」の実践-学力向上をめざした学校と家庭の連携による学習プログラムを活かした効果的な授業づくり-
- 主体的学習を取り入れた「教えて考えさせる授業」のモデル開発-中学校社会科公民分野の授業を通して-
- 基礎学力を保障する個に応じたよりよい指導の在り方-「言葉の力」の向上を図る手だてや指導(3年)-
- 言語力を高めることを目的とした教材開発

(出典 2011年ガイドブック p.5)

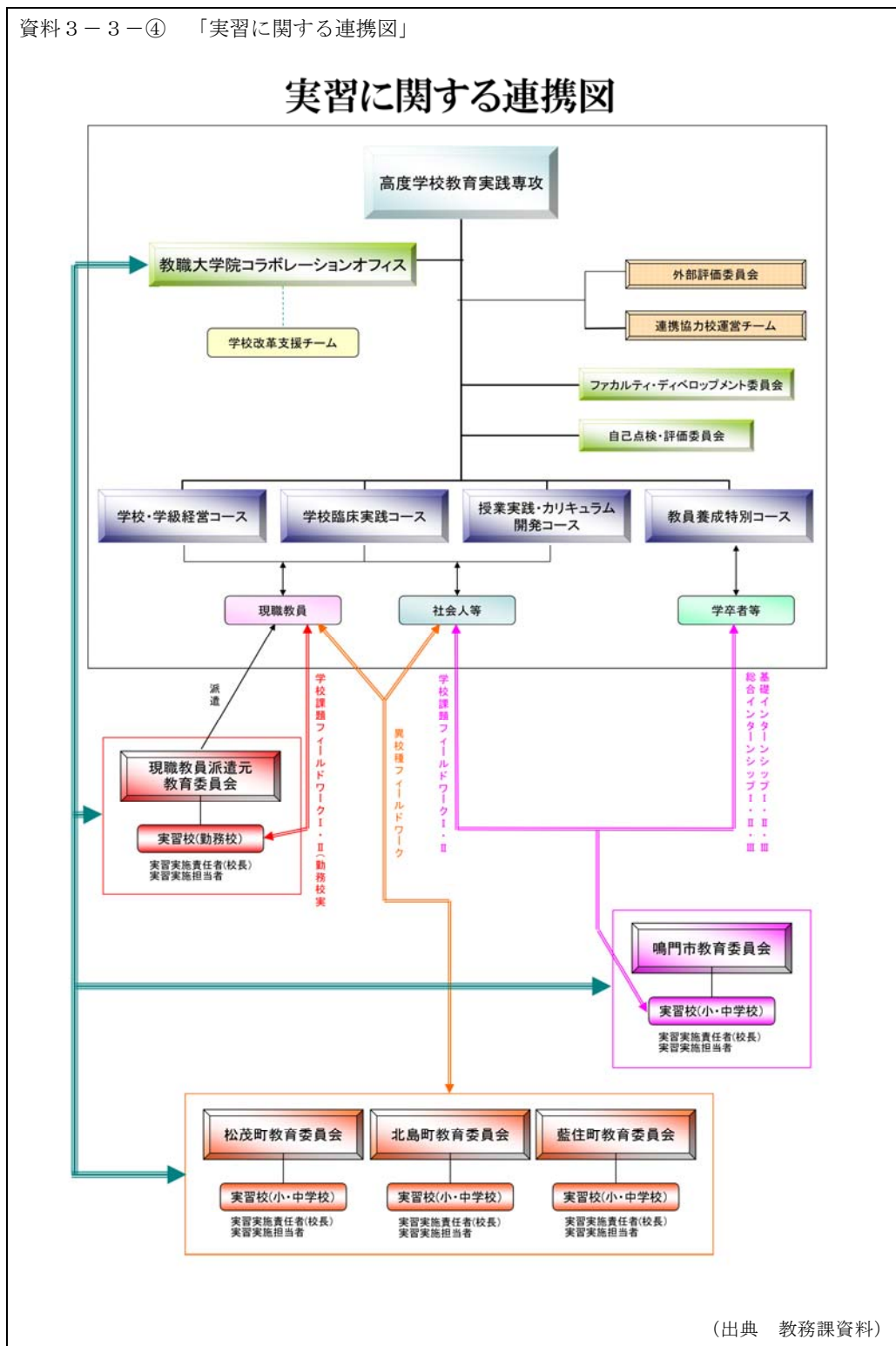
資料3-3-③ 「これまでの主な実習テーマ」(学部卒学生)

- 子どもの自主的・自発的学習を促進する学習モデルについての実践研究
- 学級全員が授業に参加できる発問の工夫
- 児童一人一人に応じた支援の在り方
- 学級担任が実践する外国語活動の実践について
- 児童に学習の意義を感じさせる授業構造について
- 児童同士が相互に高めあえる集団活動を取り入れた授業実践

(出典 2011年ガイドブック p.6)

また、実習校への教育研究上及び物的な支援・援助については、「教職大学院コラボレーションオフィス」を通して行う体制を整えている(貼付資料3-3-④)。

資料 3-3-④ 「実習に関する連携図」



主として現職教員学生対象の各コースの実習は、現任校の教育課題を各校の管理職及び同僚教員と共有・分析し、協同的に解決を図る一連の活動を行い、リーダー教員として必要な資質や力量形成を目指すものである。応募時の時点から現職教員の現任校と修了までの2年以上にわたって連携を図っている。

まず、入学時に現任校と協議の上で「実習課題希望届」を提出している。1年次は「学校アセスメント演習」の中で実習責任教員の指導及び現任校との協議を通して、学校が抱える課題を総合的に分析し、教育課程、生徒指導など様々な領域の実態を把握し、各課題の背後にある共通する要因を明確にする（別添資料3-3-1）。

実習は、それらの改善のために、現職教員学生が中心となり学校を組織化し、実践、評価するものとなっている。

実習科目における指導教員を決定するにあたっては、研究者教員と実務家教員の協働指導体制に留意している。具体的には、現職教員対象のコースにおいては、1年次の入学直後より実習の進め方に係るオリエンテーションを行い、専任教員全員による研究紹介及び院生による研究室訪問を経て、院生が専任教員全員の専門領域や指導方針等を理解した上で、院生個人の実習課題の精緻化と併せて主担当となる実習責任教員希望届を提出させている。これに基づき、各コース及び教職大学院コラボレーションオフィスで副担当となる実習指導教員の人選を行うが、その際にも研究者教員と実務家教員が協働する体制となるように調整を図っている。また、学部卒学生対象の教員養成特別コースにおいては、連携協力校17校を3グループに編成し、各グループに当該コースの専任教員2名が担当に就いているが、この場合においても研究者教員と実務家教員の組み合わせとなっている。

現職教員学生の実習の内容・展開は次の通りである。まず、1年次9月に「学校課題フィールドワーク実習計画案Ⅰ」を作成し、実習責任教員が実習校を訪問し、その計画案に基づいて実習の目的や内容の説明を行い、実習実施責任者及び実習担当者等と協議する。そして、さらなる実習校の状況の整理・分析を経て、3月に「学校課題フィールドワーク実習計画案Ⅱ」を作成し、実習責任教員が実習校を訪問し、実習の全体計画、「学校課題フィールドワークⅠ」のスケジュールの確認等を行う。当該の分析は、1年次から始まり、その分析結果に基づいて半年かけて実習課題を決める。その後、2年次には引き続き現任校との相談・協議の下で策定した実習計画に沿って、学校が抱える問題点の改善に繋げるための実習となっており、長期にわたり問題解決に関わる内容となっている（貼付資料3-3-⑤）。

2年次は、4月と10月を中心にはほぼ一月間以上にわたって現任校で実習を行う（各180時間）。実習では、学校改善や授業開発、児童生徒支援等に関わり、それ以外の期間においても必要に応じて現任校に赴き、問題解決を遂行する。実習期間中は現任校での実習の様子を「実習週録」にまとめ、「教職大学院コラボレーションオフィス」ならびに実習担当教員に提出する。実習状況を理解した上で実習担当教員は、期間中に必要回数にわたり実習校に赴き、直接面談を行うと共に、メール等で継続的な指導を行う。なお、2年次前期の実習が終わった時点で、それまでの成果と課題を踏まえて実習の目標・内容等の見直しを行い、「学校課題フィールドワーク 実習計画案Ⅲ」を作成し、実習責任教員が実習校を訪問し、実習の今後の計画及び「学校課題フィールドワークⅡ」のスケジュールの確認等を行う。

このように、実習は1年前期に共通科目、後期に専門科目の履修を通し、学校を組織的に改善するために必要な理論的枠組みを習得し、それを実習の中で活かすよう設計している。また、2年次の共通科目「学校の今日的課題とその改善」において、実習の取り組みや課題等の省察及び報告・検討を行っている。実習と連動させる科目を設定することで事前・事中・事後の指導を徹底している。

資料3-3-⑤ 「学校課題フィールドワーク I・II に関わる 2 年間の流れ

学校課題フィールドワーク I・II に関わる2年間の流れ

年次	月	実習科目	連動する演習科目	主な事項	院生の実習校訪問	内 容			
1 年次	4月		学校アセスメント演習		●	「学校アセスメント演習」では、必要に応じて実習校と連絡を取りつつ情報を収集し、実習校の状況を整理・分析する。			
	5月				●				
	6月				●				
	7月			大学側指導担当者の決定	●		実習責任教員と実習指導教員が決定する(様式1-1参照)。		
	8月			学校側指導担当者の決定	●		実習実施責任者と実習実施担当者が決定する。		
	9月			実習計画案 I の作成	●		実習計画案 I (様式1-2)を作成する。		
				大学側担当教員の学校訪問	●		大学側担当教員が実習校を訪問し、実習の目的や内容について説明する。		
	10月						●	「学校アセスメント演習」では、実習校の状況の整理・分析をさらに進め、2年次の実習につなげる。	
	11月						●		
	12月				構想発表会			●	
	1月							●	構想発表会では、学校アセスメントの成果をもとに実習の計画について発表する。
	2月							●	
3月				実習計画案 II の作成	●	実習計画案 II (様式1-3)を作成する。			
				学校課題フィールドワーク I の実習スケジュール表の作成	●	学校課題フィールドワーク I の実習スケジュール表(4~6月分)(様式1-5)を作成する。			
				大学側担当教員の学校訪問	●	大学側担当教員が実習校を訪問し、実習の全体計画、学校課題フィールドワーク I のスケジュールの確認等を行う。			
2 年次	4月		学校課題演習	実習週録の作成	↓	「学校課題フィールドワーク I」として、実習期間(4月1日~6月30日)中に実習校で最低180時間の実習を行う。 ・実習期間中は実習週録(様式1-6)を作成する。 ・フィールドワーク終了後はすみやかに実習報告書(様式1-7)を作成する。			
	5月	学校課題フィールドワーク I		大学側担当教員の学校訪問(巡回指導)			大学側担当教員が実習校を訪問し、学校課題フィールドワーク I の巡回指導(期間中、必要回数)を行う。		
	6月			学校課題フィールドワーク I 実習報告書の作成			「学校課題演習」では、学校課題フィールドワーク I と連動し、関連する資料の分析、活動の検討、計画の修正、成果の整理等を大学で行う。		
	7月		学校の今日的課題とその改善				●	「学校の今日的課題とその改善」では、実習の成果や課題についてグループ別の報告会や中間発表会を行う。	
	8月			中間発表会			●	実習の成果を高めるため、学生は実習期間外も実習校を訪問することがある。	
			異校種フィールドワーク					●	学校課題フィールドワーク I の成果をもとに、中間発表を行う。
	9月			実習計画案 III の作成			●	松茂、藍住、北島の3町の小中学校等、勤務校の学校種とは異なる学校で実習を行う。	
				学校課題フィールドワーク II の実習スケジュール表の作成			●	実習計画案 III (様式1-4)を作成する。	
				大学側担当教員の学校訪問			●	学校課題フィールドワーク II の実習スケジュール表(10~12月分)(様式1-5)を作成する。	
	10月		学校課題演習	実習週録の作成			↓	「学校課題フィールドワーク II」として、実習期間(10月1日~12月31日)中に実習校で最低180時間の実習を行う。 ・実習期間中は実習週録(様式1-6)を作成する。 ・フィールドワーク終了後はすみやかに実習報告書(様式1-8)を作成する。	
	11月	学校課題フィールドワーク II		大学側担当教員の学校訪問(巡回指導)					大学側担当教員が実習校を訪問し、学校課題フィールドワーク II の巡回指導(期間中、必要回数)を行う。
	12月			学校課題フィールドワーク II 実習報告書の作成					「学校課題演習」では、学校課題フィールドワーク II と連動し、大学で資料の分析や活動の検討等を行いながら、2年間の取り組みを整理し、最終成果報告書の作成にかかるとある。
1月		学校の今日的課題とその改善		●	「学校の今日的課題とその改善」では、実習の成果や課題についてグループ別の報告会や成果発表会を行う。				
				●	実習の成果を高めるため、学生は実習期間外も実習校を訪問することがある。				
2月			最終成果報告書の提出	●	2年間の学修成果を報告書として提出する。				
			評価判定プレゼンテーション	●	最終成果報告書をはじめとする2年間の学修成果について、評価判定のためのプレゼンテーションを行う。				
3月			大学側担当教員の学校訪問	●	大学側担当教員が実習校を訪問し、学生の実習成果を報告する。				
			学修成果発表会	●	本専攻の学修成果発表会を行う。				
			学位記授与式		●				

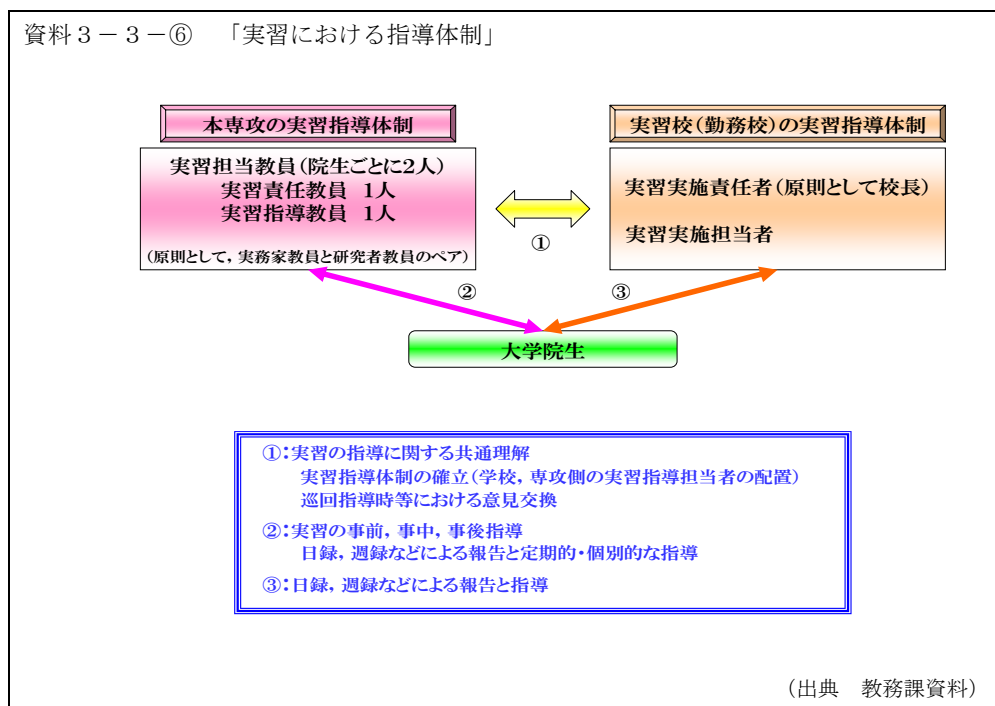
→ 実習校訪問が実習としてカウントされる期間
 ●→ 実習校訪問が実習とはカウントされない期間

(出典 実習の手引)

なお、実習責任教員が実習校に赴いた際には、本実習が「学部実習とは異なり、主に教職大学院で身につけた知識や技能を活用して、実習校が抱えている課題の解決を図ることを主眼としていること」を実習校の実習実施責任者及び実習担当者、教職員に伝えるようにしている。

実習に関する課題設定及び実践だけでなく、評価に関しても、実習校と綿密に連携して行う形をとっており、最終評価に関しては、実習校及び教育委員会関係者を招き、総合的に評価できるよう制度化している。「学修評価判定委員会」の「評価協力者」として実習校の校長を任命している。

実習校となる現任校とは、入学時に「連携協力校承諾書」を締結することとなっており、2年の間に最低6回、大学の教員が実習校を訪問し、実習について理解と協力を得るようにしている（貼付資料3-3-⑤参照）。なお、現職教員学生の実習は現任校で行う形となっているが、日常業務に埋没し、実践研究がおろそかにならないよう取り決め（貼付資料3-3-⑥）を行い、現任校の管理職の了承も得ている。



現職教員学生対象の「異校種実習」については、松茂町、北島町及び藍住町の3町の教育委員会及び学校の理解と協力の下実施されている。平成21年度は3町内の9小学校に12名の中学校籍の現職教員学生が、4中学校に19名の現職教員学生（うち高等学校籍4名、小学校籍14名、特別支援学校籍1名）が配属された。残りの2名については課題等の関連において各々香川県及び愛媛県の小学校において実習を行った。また、平成22年度は3町内の9小学校に11名の中学校籍の現職教員学生が、4中学校に12名の現職教員学生（うち高等学校籍4名、小学校籍6名、特別支援学校籍2名）が配属され、残りの14名については課題等の関連において3町外の小学校や中学校、幼稚園で実習を行った。

実習担当教員については、コース及び研究者教員・実務家教員のバランスをとった。各実習校においては実習実施責任者と実習実施担当者を決定し、実習中の指導及び評価を依頼した。なお、実習計画については、実習生と実習責任教員が事前に実習校に赴き、実習実施責任者及び実習実施担当者と協議し、学校の実状を踏まえた上で作成している。その際、異校種の教育課程、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導など学校の教育活動全体を総合的に体験し、省察する機会が保証されるように、「異校種フィールドワーク・モデルカリキュラム」（貼付資料3-3-⑦）を配付し、実習が適切に計画されるように便宜を図った。

資料 3-3-⑦ 「異校種フィールドワーク モデルカリキュラム」

2011. 4. 20

異校種フィールドワーク・モデルカリキュラム(10日間, 60時間実習モデル)

目安の時間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
8:00~9:00	職打ち・朝の会 朝打ち合わせ	朝の会参加		朝打ち合わせ	朝の会参加	朝打ち合わせ	朝の会参加		朝打ち合わせ	朝の会参加
9:00~10:00	1時間目 校長講話 本校の学校経営 について	授業参観 授業補助	講話 学習指導について	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業
10:00~11:00	2時間目	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助		授業参観 授業補助	講話 道徳教育について		講話 特別支援教育について	運動会練習 補助	運動会練習 補助
11:00~12:00	3時間目	講話 本校の教育課程 について	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	講話 本校の生徒指導 について	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	運動会練習 補助		
12:00~13:00	4時間目	給食・昼休み・ 清掃	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導
13:00~14:00	5時間目	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業		授業補助 TT授業	授業補助 TT授業
14:00~15:00	6時間目									
15:00~16:00	帰りの会 放課後	帰りの会 部活指導		帰りの会 部活指導		帰りの会 部活指導		帰りの会 部活指導		
16:00~17:00	放課後	部活動指導	学年部会参 加	部活動指導	校内研修参 加	部活動指導	学年部会 参加	部活動指導	学年研修参 加	

勤務形態とモデルカリキュラムについて
 ※朝8:00~17:00等、実習校の勤務時間に合わせて出勤する
 ①授業にかかわる実習(参観, TT等)を、10時間以上設定する
 (授業参観, 授業補助(準備含む), TT指導等, 授業の実施にかかわる時間を計上とする)
 (授業補助とは、授業参観とTT指導の中間概念で、授業中の必要に応じた補助や個別支援, その他授業準備補助を指す)
 (特別支援学級での参観, 補助等も可能な範囲で計画に入れる)
 ②行事, 特別活動(給食指導, 清掃指導含む), 部活指導にかかわる実習を、10時間以上設定する
 (学校・学年行事, 給食・清掃指導, 朝の会・帰りの会, 部活指導等の時間を計上する)
 ③朝の打ち合わせ, 職員会議, 校内研修, 学年部会, 校長先生等の講話等, 学校運営にかかわる実習を、5時間以上設定する
 (校長先生等の講話:長期履修の教育実習者に対して設定されている校長先生, 人権主事の先生等の講話等も計画に入れる)
 ※①~③設定した実習時間が、合計60時間となるように計画する

参考例	①27時間
	②22時間
	③11時間
	合計60時間

実習受け入れ母体と異校種フィールドワーク計画の作成について
 学年, 学級, 教科部での受け入れが, 想定される
 各学校の実情に応じて, 学校長と異校種フィールドワーク指導教員(大学側)との打ち合わせの中で決定する
 (参考資料等:実習者の主担当教科, 担当可能な部活動等を記入した実習生のプロフィールを参考に
 6~7月に実習校訪問を実施し, 実習者とともに異校種フィールドワーク指導教員が学校関係者と打ち合わせをする機会をもつ
 計画した上で, 特に校長が必要と認める事柄については, その指示に従って実習をすすめる

プレゼンテーションについて
 10日間の実習終了後, 9月末日までに, 学校の日程, 聞いていただく対象等を調整のうえ, プレゼンテーションを実施する

(出典 教務課資料)

実習期間中は、「異校種フィールドワーク 実習週録」を作成し、「教職大学院コラボレーションオフィス」ならびに実習担当教員に提出する。実習生は実習の成果を「異校種フィールドワーク 成果と課題の総括」にまとめるとともに、各実習校においてプレゼンテーションを行う。最終的には、実習実施責任者及び実習担当教員との合議の下で評価を行っている。

学部卒学生対象の「教員養成特別コース」の実習は、鳴門市内の連携協力校において1年次後期から2年次後期にかけて実施している。1年次の実習では、授業力、子ども理解力、学級経営力の育成を目指す実習をインターンシップ型で行い、2年次は、おおむね1年にわたり、自ら設定した課題に沿って、力量の向上を図る実習を行う。また、実習と連動する演習科目(コース別選択科目)を設定し、自ら学んだことを省察できる機会を設定している。

「連携協力校」は、鳴門市内の大規模から小規模の学校を含む17の小学校により組織している。実習を指導する教員も、本学大学院修了者を中心に幅広く確保している。実習期間中、大学教員は週1回以上実習校を訪問し、実習校の指導者と綿密な打ち合わせを行い、実習を行う体制を構築している。さらに、実習の企画・評価、指導方法の評価・改善並びに実習担当教員及び実習実施担当者に対するファカルティ・ディベロップメント等を行うため、鳴門市教育委員会関係者、連携協力校代表者で構成する「連携協力校運営チーム」を設置し(貼付資料3-3-⑧)、共通理解を得られる体制を構築している。

資料 3-3-⑧ 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程」
(教職大学院連携協力校運営チーム関連抜粋)

(運営チーム)

第 4 条 運営チームは、実践専攻に係る実習の企画・評価、指導方法の評価・改善並びに実習担当教員及び実習実施担当者に対するファカルティディベロップメント等を行う。

2 運営チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教育研究担当）
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 教職大学院コラボレーションオフィス長
- (5) 教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター
- (6) 実践専攻教員養成特別コースの専任教員
- (7) 徳島県内教育委員会の関係者
- (8) 徳島県内連携協力校の関係者
- (9) 学長が必要と認めた者

3 前項第 7 号から第 9 号に規定する者の任期は、1 年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 実践専攻専攻長は、運営チームの業務を統括する。

(出典 委員会名簿)

《必要な資料・データ等》

別添資料 3-3-1 アセスメントレポート

別添資料 3-3-2 実習の手引き（学校・学級経営コース，学校臨床実践コース，授業実践・カリキュラム開発コース）

別添資料 3-3-3 実習の手引き（教員養成特別コース）

別添資料 3-3-4 実習計画案・実習週録・実習報告書

(基準の達成状況についての自己評価 A)

- 1) 実習校の教育課程，教科指導，学級経営，学校経営など，学校の教育活動全体について総合的に体験し，省察する機会が設けられている。
- 2) 実習校の諸課題の解決にあたり，1 年間にわたり院生自らが企画・立案した解決策を実施・評価・改善することで，自ら学校課題に主体的かつ協同的に取り組む資質・能力の育成が図られている。
- 3) 現職教員学生及び学部卒学生の人数や学校種に応じた適切な学校が確保され，それらとの連携が十分に図られている。
- 4) 連携協力校に対して，学部実習との差異についての理解を図る努力が払われている。
- 5) 実習校に対して，間接的かつ直接的に実習担当教員が指導・支援を行っている。
- 6) 現職教員学生が実習校において日常業務に埋没しないように配慮をしている。

以上のことから，本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-4 A

○ 学習を進める上で適切な指導が行われていること。

[基準に係る状況]

教職大学院では，「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」第 8 条の 2 で，1 年間の履修登録の上限を 38 単位としている（貼付資料 3-4-①）。1 年次には，共通科目，専門科目を中心に履修し（貼付資料 3-1

一③参照), 2年次の実習科目にその内容が活かされる授業科目の割り振りを行っている。履修状況については、「教職大学院コラボレーションオフィス」で管理し、適切な履修を行うよう指導を行っている。

資料3-4-① 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程(抜粋)」

(履修の届出)

第8条の2 専門職学位課程に所属する学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限は、38単位とする。

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程)

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/07gakumu/709.pdf>

授業に関する相談等のオフィスアワーについてはシラバスの中に明記されている。また、「学校アセスメント演習」や「学校課題フィールドワークⅠ」、「学校課題フィールドワークⅡ」、「異校種フィールドワーク」などに関するオフィスアワーについては実習担当教員等が直接またはメール等により時間調整を図り適宜設定している。

2年間の学修全体を振り返り、各院生が教職大学院の目標の到達状況を明確にするとともに学びの軌跡をたどるために「学びのポートフォリオ」(別添資料3-1-3, 3-1-4)を作成・配付し活用させている。

なお、本学教職大学院は、大学院設置基準第14条等の措置は執っておらず、また、遠隔教育も実施していない。

《必要な資料・データ等》

別添資料3-4-1 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程

(基準の達成状況についての自己評価 A)

- 1) 学生の履修に配慮した適切な時間割が設定している。
- 2) オフィスアワーの設定については教員と学生との間で適切に行っている。
- 3) 学生一人一人の学修状況の把握とそれを踏まえた指導が、実習期間中においても適切に行っている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準3-5 A

○ 成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

[基準に係る状況]

成績評価基準においては「国立大学法人鳴門教育大学学則」第49条及び「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」第11条で定め、S(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、D(59点以下)の5段階を設定し、S、A、B、Cを合格としている(貼付資料3-5-①)。

修了認定については、学則第73条及び学校教育研究科履修規程第4条に定め、大学院に2年以上在学し、所定の52単位(2年間の学修成果に関する最終試験を含む)以上を修得することを要件としている(貼付資料3-5-②)。

これらの基準は「履修の手引」に明記し、4月の入学時のオリエンテーションで全学生に配付し説明するとともに、本学ウェブページにも常時公表している。

資料 3-5-① 「国立大学法人鳴門教育大学学則（抜粋）」

（成績の評価）

第 49 条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C 及び D の 5 種の評語をもって表し、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

（修了要件）

第 73 条

3 専門職学位課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、所定の 52 単位（2 年間の学修成果に関する最終試験を含む。）以上を修得すること。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学学則）

参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00027700/101.pdf

資料 3-5-② 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抜粋）」

（修了に必要な単位数）

第 4 条 本研究科の修了に必要な単位数は、修士課程については別表第 4、専門職学位課程については、別表第 5 のとおりとする。

別表第 5（第 4 条関係：専門職学位課程）

区 分	高度学校教育実践専攻	
	学校・学級経営コース 学校臨床実践コース 授業実践・カリキュラム開発コース	教員養成特別コース
共 通 科 目	20単位	20単位
専 門 科 目	18単位	16単位
実 習 科 目	14単位	16単位
合 計	52単位	52単位

（成績評価の基準）

第 11 条 成績の判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行うものとする。

2 学則第 49 条に規定する成績評価の基準は、S（100 点から 90 点まで）、A（89 点から 80 点まで）、B（79 点から 70 点まで）、C（69 点から 60 点まで）及び D（59 点以下）とする。

3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

（出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程）

参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00027809/709.pdf

授業科目ごとの成績評価基準については、「評価の観点」、「実際に行った評価方法」、「評価基準」を明示し、併せて、テストやレポートを用いた場合には、具体的な課題について実際に行った評価方法を明示しており、「FD 委員会」において、各授業科目の基準の確認を行い、基準のさらなる明確化を組織的に進めている。

修了認定基準については、「鳴門教育大学学位規程」第 14 条～第 23 条に明確に定めている（貼付資料 3-5-③）。院生が作成・提出した最終成果報告書及びプレゼンテーションについて学修評価判定委員により、基準に従って精査・評価した結果、全員がその水準に到達した。

資料 3-5-③ 「鳴門教育大学学位規程（抜粋）」

第 4 章 教職修士における学修成果の総括的評価等

(教職修士の最終成果報告書の提出)

第 14 条 教職修士における学修成果の総括的評価を受けようとするときは、研究科長に最終成果報告書を提出しなければならない。

(受理報告書)

第 15 条 受理した最終成果報告書は、返還しない。

(評価の付託)

第 16 条 研究科長は、最終成果報告書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託する。

(学修評価判定委員会)

第 17 条 研究科委員会は、前条の規定により審査を受託したときは、当該最終成果報告書ごとに学修評価判定委員会を設置し、その評価及びプレゼンテーションを行わせるものとする。

2 学修評価判定委員会は、直接指導に当たった実習担当教員を含む教職大学院専任教員 3 人以上の評価委員をもって組織するものとする。

3 学修評価判定委員会が、当該最終成果報告書の評価に当たり、必要があると認めるときは研究科委員会の議を経て、評価協力者として教育委員会等の関係者の協力を得ることができる。

(プレゼンテーション)

第 18 条 プレゼンテーションは、当該最終成果報告書を中心として、口述により行うものとする。

(評価及びプレゼンテーションの実施)

第 19 条 学修評価判定委員会における評価及びプレゼンテーションの実施については、当該委員会が定めて行うものとする。

(評価結果の報告)

第 20 条 学修評価判定委員会は、報告書の評価及びプレゼンテーションが終了したときは、その結果を高度学校教育実践専攻会議（以下「実践専攻会議」という。）に報告しなければならない。

(実践専攻会議の審議及び報告)

第 21 条 実践専攻会議は、前条の報告に基づき、評価の可否を審議する。

2 前項の評価を可とする判定は、構成員（休職中の者及び公務出張中の者を除く。）の 3 分の 2 以上の者が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

3 実践専攻会議は、審議結果を研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第 22 条 研究科委員会は、前条第 3 項の報告に基づき、教職修士の学位授与の可否を審議する。

2 前項の学位授与を可とする判定は、構成員（休職中の者及び公務出張中の者を除く。）の 3 分の 2 以上の者が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(学長への報告)

第 23 条 研究科委員会は、前条の教職修士の学位授与の可否を議決したときは、その結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(出典 鳴門教育大学学位規程)

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/files/00009515/705.pdf>

《必要な資料・データ等》

別添資料 3-5-1 鳴門教育大学学位規程

別添資料 3-5-2 鳴門教育大学学位授与の手続きに関する細則

(基準の達成状況についての自己評価 A)

1) 教職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準を組織的に定めて、学生に周知している。

2) 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定を適切に実施している。

3) 成績評価に関しては、シラバスに明記するなど、事前にとるべき対応を行っている。修了認定についても教職大学院の目的に即した水準として適切、有効である。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

第1は、「カリキュラム体系化表」である。現職教員学生用と学部卒学生用が作成されている。本学教職大学院が掲げている目標である「教育的人間力」、「教育実践力」、「協働的改善力」の3領域11観点と全授業科目との関連を明示した表である。目標との関連はシラバスにも明記しており、院生は各授業を通して、どのような資質能力を育むのかを意識し授業に取り組むことができる。また、教員自身も育成すべき資質能力を意識した上で意図的に授業に臨むこととなる。

第2は、2年間にわたる現職教員学生の現任校の実態把握と課題設定、課題解決を通しての、理論に基づく学校現場の改善・改革に繋がる実習である。現職教員学生は、元々は問題意識をもって入学するが、あらためて現任校の実態を様々な視点から分析し具体的な解決課題を設定し、主に1年次前期に学習した学校・学級経営や学校臨床、授業実践・カリキュラム開発といった学校教育に関する広い視野から得た知見を元に、その改善策を計画し、1年以上にわたって実習責任教員の助言を得ながら解決を進める。その過程において、実践を分析する力、理論を実践に応用する力、現任校の同僚と協働的に課題解決を図る力などを身につけると共に、現任校の改善や改革に寄与している。

基準領域 4 教育の成果・効果

1 基準ごとの分析

基準 4-1 A

○ 各教職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院における学生の単位の修得状況について、平成 22 年度前期・後期に開講した全ての共通科目、専門科目及び実習科目において、単位修得率は 100%である（別添資料 4-1-1 参照）。成績評価については、学則等に定める評価と併せて、到達目標に準拠した観点別評価を実施し、全成績を到達目標の観点別に集計した結果を学生に明示することにより、学生の学修課題設定にあたっての参考としている（別添資料 4-1-2 参照）。

本学教職大学院における修了率は、平成 20 年度入学者 36 名のうち、修了者 35 名（1 名は 1 年次で退学）で 97.2%，平成 21 年度入学者 47 名のうち、修了者 46 名（1 名は休学中）で 97.9%となっている。現職教員学生の修了率は 100%であり、修了後、現任校または教育委員会等で勤務している。学部卒学生における修了後の進路状況（貼付資料 4-1-1-①）は、平成 21 年度修了者 2 名、平成 22 年度修了者 9 名のうち、6 名が公立学校教員として採用され、2 名が公立学校の臨時教員としての採用待機、その他 1 名となっている。

資料 4-1-1-① 「大学院修了者の進路状況（教職大学院）」

(毎年9月30日現在)

区 分	卒業 者数	教 員 就 職 者							教員以外の就職 者	進学者	その他	教員就職率	
		小学校	中学校	高等学校	幼稚園	特別支援学校 (盲・聾・養護学 校)	その他 (大学)	小計				進学者数 を除く	100.0%
教員養成特別コース(平成21年度修了)	2	2 (1)						2 (1)				100.0%	100.0%

(平成23年4月14日現在)

区 分	修了 者数	教 員 就 職 者							教員臨 時待ち	教員以 外の就 職者	進学者	その他	教員就職率	
		小学校	中学校	高等学校	幼稚園	特別支援学校	その他 (大学)	小計					進学者数 を除く	66.67%
教員養成特別コース(平成22年度修了)	9	5 (1)	1 (1)					6 (2)	2			1	66.67%	66.67%

①修了者数は、現職教員を除く。
 ②()内の数は、期限付教員を内数で示す。
 注) この状況報告は、毎年度3月修了者を対象としている。
 (参考) (平成23年3月修了者)
 その他の内訳:未定1

(出典 学生課資料)

修了の認定基準及びその認定方法については、「鳴門教育大学学位規程」（貼付資料 3-5-1-②：30 頁参照）において、既設の修士課程と明確に分けて示しており、その内容や方法も「教職修士（専門職）」の学位認定に適切な設定を行っている。修了の認定については、「鳴門教育大学学位規程」第 14 条から第 23 条の規定に基づき、2 年次生が作成する「最終成果報告書」とそのプレゼンテーション等をもとに、学生ごとに構成する学修評価判定委員会により合否判定を行う。学修評価判定委員会には、実習校の校長等も評価協力者として判定に加わっており、各委員が、現職教員学生、学部卒学生に対応する到達目標に準拠した領域別評価と総合評価を行い、その結果を専攻会議及び大学院学校教育研究科教務委員会の議を経て、大学院学校教育研究科委員会で最終的な修了判定を行っている。

「最終成果報告書」に示された実践研究課題（貼付資料 4-1-1-②）は、「最終成果報告書要旨集」（別添資料 4-1-1-3）においてより詳しく示されているとおり、その内容が現職教員学生は学校や地域の課題、学部卒学生は教師としての力量形成と密接に関連したものであり、教職大学院の目的に照らした内容となっている。

資料 4-1-② 「平成 22 年度「学修成果発表会」要項より実践研究課題（抜粋）」

所属	学校種	実践研究課題
学校・学級経営コース	小学校	家庭・地域に支えられ開かれた学校づくりを促す学校評価システムの構築—子どもの実態を軸とした教職員の組織化と教育改善の取組を通して—
	特別支援学校	特別支援学校におけるミッションマネジメントによる校務の重点化 ～やりがいのある学校づくりをめざして～
	高等学校	農業教育の活性化を根幹とした新しい高等学校の創造
	高等学校	自校の課題の可視化と教育改善にかかる実践研究—授業改善への取り組みを中心に—
	中学校	生徒会活動の活性化を目指したプログラムの開発と実践—連携企画チームの活動を通して—
	小学校	校内教育資源を活用した地域住民の信頼に応えることのできる学校づくり
	高等学校	高等学校総合学科における人間形成と学校経営戦略—進路意識の醸成と学力向上に焦点化して—
	小学校	教職員の協働による学級経営の活性化を図る組織開発の研究—教育課題の形成と共有を創造する校内研修の取り組みを通して—
	中学校	中学校における目標の生成と協働による教育改善～情報共有システムの構築による組織的な省察の活性化～
	小学校	教職員の協働意識を高め、教育活動の充実・改善を実現する校内研修の開発と実践～思いを伝え合い、お互いを大切にできる児童の育成をねらいとして～
学校臨床実践コース	小学校	教職員の協働性と自律性を高める学校組織開発の実践研究～自他を大切に共に生きる力を高める人権教育を推進するために～
	特別支援学校	経営方針と教育活動の改善をつなぐ方略の開発～附属学校としての指導の質向上をはかる取り組み～
	高等学校	専門高校における不適応の防止に向けて～教師によるワークショップと生徒集団への働きかけ～
	小学校	特別支援教育における学校と関係機関との有効な連携の在り方
	小学校	小学校における教育相談の実際と課題—相談室を利用した児童への関わりを通して—
	小学校	学校における心の居場所づくり—教師と子どもへのチーム支援体制の構築をめざして—
	中学校	コミュニケーションスキルを中心とした授業の実践～ともに笑える授業をめざした指導案作り～
	小学校	小学校における豊かな人間関係を育む学級づくり
	中学校	別室登校における養護教諭の取り組み～チーム支援力を高めるコーディネーション機能～
	中学校	教育支援センターにおける児童生徒への支援
授業実践・カリキュラム開発コース	小学校	通常学級に在籍する特別なニーズをもつ児童への関わり—個に寄り添う支援を通して—
	中学校	生徒の学校適応を促す取り組み—Q-Uを活用した検討会とエンカウンターを通して—
	中学校	生徒を支え、教師を支える学校内外の連携のあり方について
	中学校	中学校数学科における思考力・判断力・表現力の育成—数学的コミュニケーション活動を取り入れた授業を通して—
	中学校	基礎的・基本的な知識・技能の習得を目指す授業構成に関する研究～習得型・活用型社会科学習モデルの開発による授業実践を通して～
	中学校	授業におけるユニバーサルデザインを取り入れた「わかる授業」の実践研究—中学校社会科での授業改善を通して—
	中学校	小規模校における教師のカリキュラムマネジメント力育成のための校内研修の開発～総合的な学習の時間の取組を中心に～
	中学校	中学校における学力向上を目指した実践—生活習慣・学習習慣の改善と基礎・基本の定着を図る指導を通して—
	中学校	「知」と「こころ」が響き合い、高め合う国語科授業づくり—小中接続期の学びを手がかりとして—
	小学校	かかわり合いを通しての児童の表現力の育成 ～音楽科の授業実践を中心として～
教員養成特別コース	小学校	「学び直し」の場を設定し基礎・基本の定着を図る指導実践—中学校数学科における授業改善を通して—
	中学校	数学の有用性を実感させる教材の開発
	小学校	小学校国語科における「話すこと・聞くこと」を中心とした表現力を育てる学習指導の実践—6年生児童の自尊感情の育みにつなげて—
	小学校	児童の体力・運動能力の向上をめざして～学校や家庭で自ら進んで体を動かし、体力を高めていこうとする児童の育成～
	小学校	お互いを認め合う仲間づくりを基盤とした児童の学ぶ意欲の向上をめざす授業実践
	小学校	キャリア教育を基盤とした生活科の授業開発
	小学校	PDCAサイクルが機能する授業改善システムの整備
		子どもたちの「考える力」を育成する学習指導方法の工夫 — 高学年の理科指導を事例として —
		子どもが主体的に話し合いを進める授業— 子どもの発言をつなげる教師の支援に注目して —
		子どもが考えを深める授業— 低学年授業における体験的な活動の構成に注目して —
	図的表現による文章題の内容把握を促す教師の支援— ICTを活用して —	
	子どもが意欲的に取り組める授業— 一人一人の知的好奇心を支える場の構成から —	
	子どもの自発的学習活動を促進する授業展開について— 発問およびワークシートの工夫を通して —	
	外国語活動に必要な構成要素について— Enjoyable Activityの視点から —	
	一斉授業における個に応じた指導— 教材の作成と工夫に注目して —	
	子ども一人一人の学びが充実する一斉授業— 個の支援と学習過程の編成に注目して —	

(出典 教務課資料)

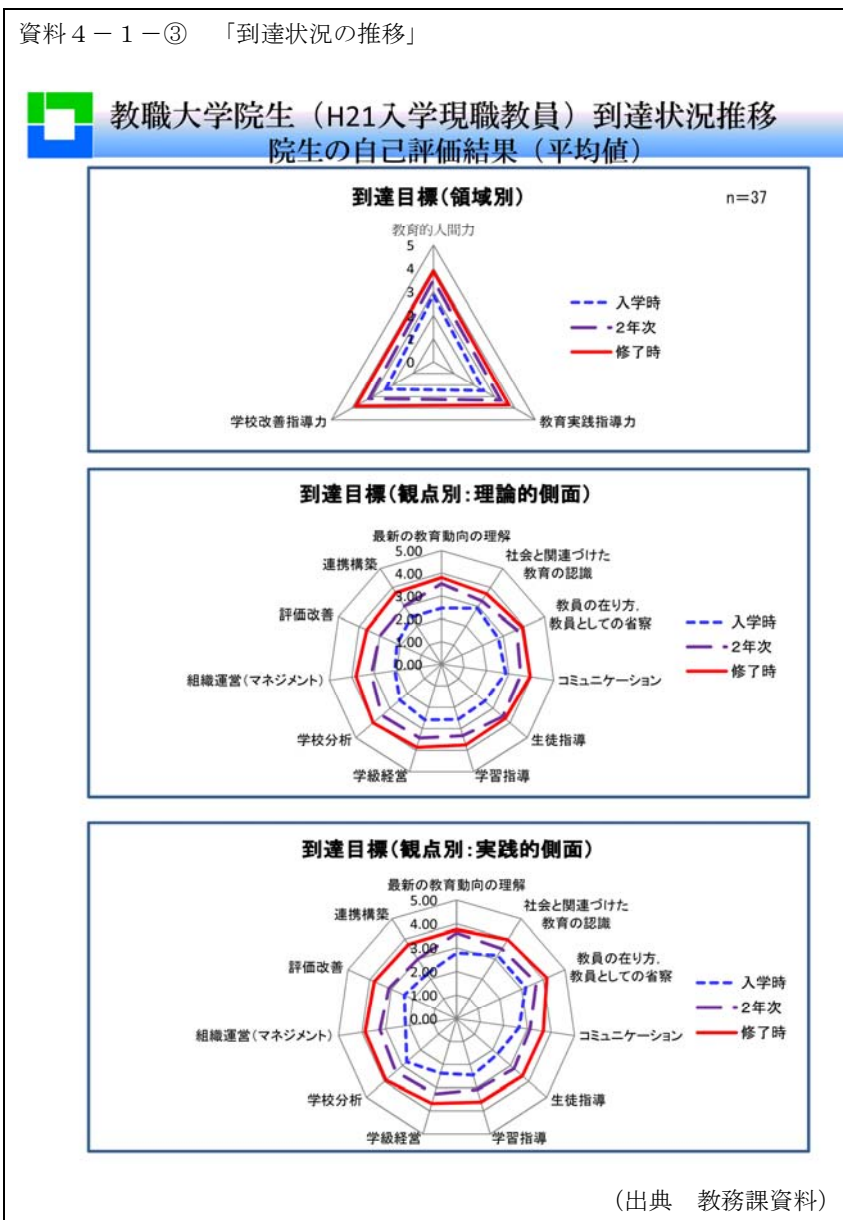
本学教職大学院においては、学生に対する綿密な指導実施計画を立案し、事前に学生に提示している。学生は各科目間の関連性と時系列での学修展開過程を理解し、2年間の学修過程と成果を展望することができる。

また、本学教職大学院の到達目標に対して、学生が「到達状況シート」、「課題設定シート」、「週録」を作成・提出することにより、学生は学修の過程を省察し、教員は学生の学修状況を把握する仕組みを構築している。「到達状況シート」による学生の自己評価は、入学時、2年次当初、2年次末の3回実施しており、平成22年度修了

生においては、設定された領域別・観点別の到達目標について年次を経るごとに着実に力量を高めている（貼付資料4-1-③）。

さらに、本学では、教育等の効果、検証のため、卒業・修了時、卒業生・修了生を対象に、「教育等に関するアンケート」を実施している。本学教職大学院では、平成 21 年度及び平成 22 年度修了生を対象に実施した結果、本学で学んだことの成果に関する項目中、「教育内容の満足度」については、肯定的な回答は、平成 21 年度修了生で 71.9%，平成 22 年度修了生で 79.5%であった。「2年間の学修を通して、教員としての資質能力の向上につながったか」との設問には、肯定的な回答が、平成 21 年度修了生で 87.5%，平成 22 年度修了生で 86.3%であった。また、教職大学院の特色である実習科目について、「学校の教育活動や学校運営の改善に資する経験やスキルが習得できたか」との設問には、肯定的な回答が、平成 21 年度修了生で 81.2%，平成 22 年度修了生で 84.1%であった（別添資料 4-1-4 参照）。

資料 4-1-③ 「到達状況の推移」



このことから、本学教職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

《必要な資料・データ等》

別添資料 4-1-1 履修科目登録状況（平成 22 年度開講分）

別添資料 4-1-2 観点別評価（学生提示例）

別添資料 4-1-3 最終成果報告書要旨集（平成 22 年度修了生）

別添資料 4-1-4 鳴門教育大学の教育等に関するアンケート集計（平成 22 年 3 月，平成 23 年 3 月実施）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1）平成 22 年度の単位修得状況は 100%である。また、平成 22 年度の修了状況は、修了判定対象者 46 名全員が学修成果の総合審査で「合」と判定され修了しており、成果発表の評価も高い。現職教員学生 37 名を除く

学部卒学生 9名の進路状況は、そのほとんどが公立学校教員等の職に従事しており、教育の成果が十分に上がっている。

2) 本学教職大学院はその目的に照らした教育の成果や効果が上がるような諸方策を取っており、学生の自己評価による「到達状況の推移」及び修了生を対象とした「教育等に関するアンケート」の結果から、2年間の学修で着実に力量が向上していることを示している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準4-2 B

○ 教職大学院における学生個人の成長及び人材の育成を通じて、その成果が学校・地域に還元できていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院では、教育委員会等の関係者を交えた「教職大学院外部評価委員会」を開催し、教育課程・教育方法について継続的に検討している。実習については、実習実施責任者である校長による学生の評価と併せて、実習の成果に関する意見聴取を実施しており、特に学部卒学生の実習については、「連携協力校運営チーム」を組織し、実習の成果や課題について意見聴取を実施している。

また、徳島県教育委員会との間で「教員人材育成連絡協議会」（基準領域 10 において詳述）を設置し、現職教員学生の修了後の処遇、教職大学院等を活用した教員の人材育成の在り方について協議を行っている。

さらに、2年次の現職教員学生の現任校長を対象として、本学教職大学院の到達目標及び教育効果に関するアンケート調査を年2回実施し、教育効果について肯定的な回答を得ている（貼付資料4-2-①、別添資料4-2-1参照）。

このように、学校・地域の期待する人材の育成が進められるように、学校・地域と大学院の連携を図る実践と組織づくりを進めている。

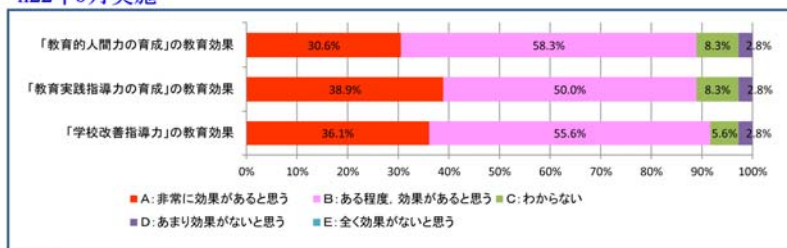
平成22年度から、学生の学修成果を広く公表し、学生の派遣元や就職先の教育委員会、学校はもとより、その他の地域・学校の教育関係者にもその成果を還元するために、「学修成果発表会」（別添資料4-2-2）を開催している。本発表会は、四国四県の教育委員会との共催で実施しており、学生によるプレゼンテーションを通して、学修の成果のみならず、学生の成長及び人材育成の成果を関係者に示した。

資料4-2-① 「教職大学院の教育に関するアンケート結果」（抜粋）

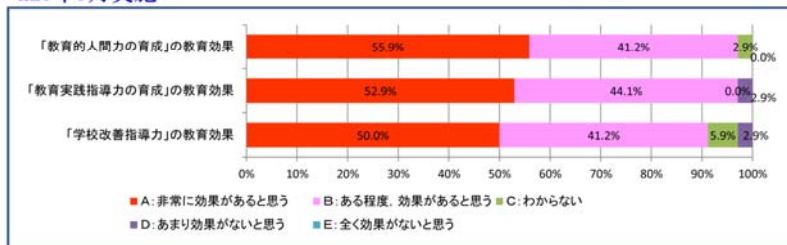
(H21入学現職教員院生の勤務校長による見解)

I 3領域における教育効果

H22年9月実施



H23年3月実施



(出典 教務課資料)

《必要な資料・データ等》

別添資料 4-2-1 教職大学院の教育に関するアンケート結果 (H21 入学現職教員院生の勤務校長による見解)

別添資料 4-2-2 平成 22 年度鳴門教育大学教職大学院学修成果発表会要項

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 「教職大学院外部評価委員会」「連携協力校運営チーム」等を設置し、その協議内容を反映させることにより、学生の成長及び人材の育成を通じて、その成果を学校・地域に還元する体制を構築している。また、「教員人材育成連絡協議会」による協議等、修了後の学生の学修成果に基づく人材活用に関する外部機関との連携体制も構築しており、相応の取組、活動となっている。

2) 上記の会議のほか、現職教員学生の現任校校長を対象とした教育に関するアンケートにより、本学教職大学院の教育効果について聴取する機会を設けている。また、「学修成果発表会」を開催し、教育関係者に対してその成果を公表している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では授業ごとに到達目標を設定し、その教育・学修の成果を到達目標の達成度によって評定する手続きをとっている。各授業では、学生には、単位認定のための総合評価とは別に、到達目標の観点ごとの評定（各授業における個別評定を、観点ごとに平均した総合評定結果）を示している。さらに、学生自身による到達度に関する自己評価を実施して、学修の成果を確認できるように工夫している。

本学では、学部卒学生を対象とした「教員養成特別コース」を、現職教員学生から独立したコースとして設定している。そこでは、教育現場から求められる内容が異なっていることから、学内でも独自の指導内容を構成するように工夫している。また、学生による授業評価においても、例えば実習は現職教員学生とはその目的が異なっていることから、コース独自の評価観点を設定し、評価を行うことで、その結果を実習カリキュラムの改善に生かすように工夫している。

学生の修了時には「学修成果発表会」を開催して、2年間の学修の成果を公表し、学生の力量を示すことにより、その成果を連携協力校以外の地域の教育関係者にも広く還元する機会を設けており、教育委員会関係者や学校現場から好評を得ている。

基準領域 5 学生への支援体制

1 基準ごとの分析

基準 5-1 A

○ 学生相談・助言体制，キャリア支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

学生への修学や生活面での支援策としては，入学時に教育課程，履修手続，学生生活に関する全学的なガイダンスを実施し，さらに専攻及びコース別の詳細なオリエンテーションを実施している。

学生の修学や生活の状況に関する指導，助言については，修学を支援する担任教員として，1年次は教職大学院コラボレーションオフィスのコーディネーター（専任教員）が担当し，2年次は実習担当教員が担当している。

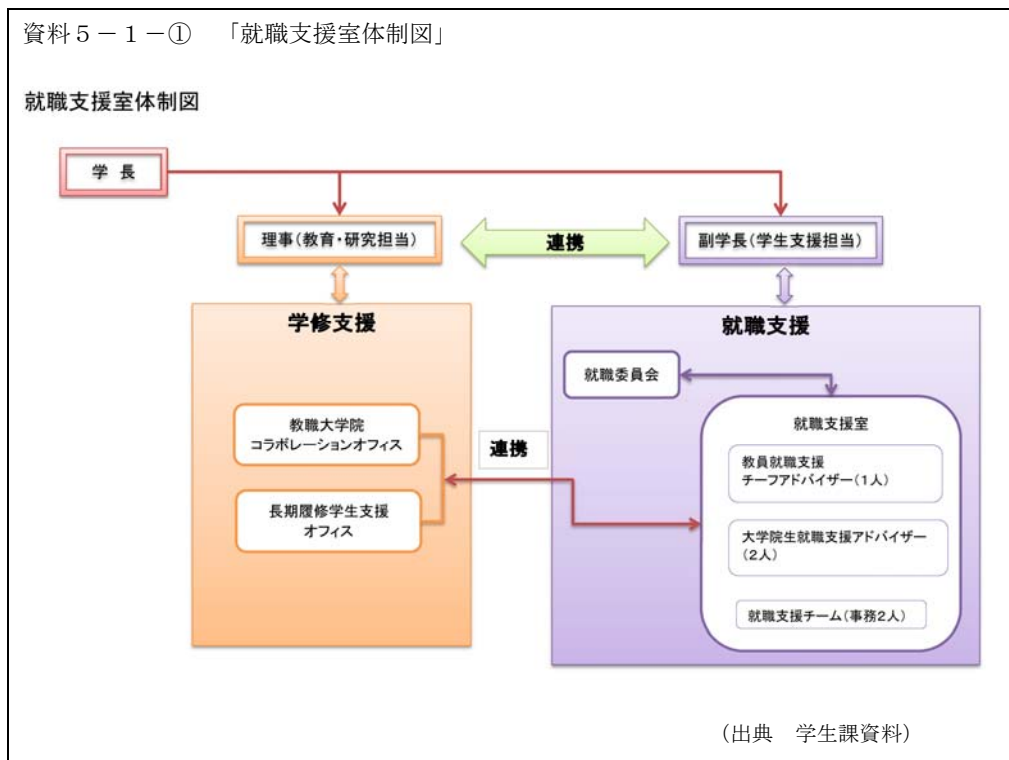
本学教職大学院においては，学生の意見や質問を聴取する場を設定（不定期，年間4回程度）し，具体的，個別的な要望，意見を聴取している。また，週録を通して学生の学びの現状を把握し，指導に活かしている。

学部卒学生に対する進路選択のための支援は，全学的な体制で行っている。特に，教員採用試験に係る指導においては，就職委員会委員と「就職支援室」内の教員就職支援チーフアドバイザー及び大学院生就職支援アドバイザーが担当している（貼付資料5-1-①），（別添資料5-1-1参照）。また，全学的な指導体制の他に，学生のニーズに応じて，学校現場，教育委員会事務局勤務経験のある教職大学院の実務家教員等によって個別指導を実施している。

特別な支援の必要がある学生への施策として，本学の本部棟・講義棟・図書館・学生会館・地域連携センター等にエレベーターを設置するとともに，構内のバリアフリーなど安全対策を講じており，施設・設備面からの支援を実施している。

ハラスメント防止対策については，全学で規程や行動指針を設定して取り組んでいる。特に，セクシャル・ハラスメントに関しては，

「国立大学法人鳴門教育大学セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程」（貼付資料5-1-②）に基づき，学長，附属校園長の指名する相談員が相談にあたる体制を整えている。このことはアカデミック・ハラスメント等の防止も含めてパンフレットの配布等により，学生に周知されている（別添資料5-1-2参照）。また，「鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」を設定している（貼付資料5-1-③）。



資料5-1-②「国立大学法人鳴門教育大学セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程（抜粋）」

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）のすべての職員、学生、幼児・児童・生徒及びその保護者並びに関係者（以下「職員等」という。）が個人として尊重され、修学、就労、教育及び研究上（以下「修学上等」という。）の環境を保護し維持するため、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）（以下「セクシュアル・ハラスメント」という。）の防止とその対応等について必要な事項を定めることを目的とする。

(出典 セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程)

学生の健康相談・生活相談に関しては、本学の学生課内に設置する「学生総合相談室」及び心身健康センターに設置する「学生相談室」において、学生のあらゆる問題（悩み、メンタルヘルス等）の相談に応じる体制を設けている（貼付資料5-1-④）。「学生総合相談室」の相談員は、担当の教員や事務職員が勤めており（貼付資料5-1-⑤）、「学生相談室」では、臨床心理士であるカウンセラー（非常勤）及び臨床心理士または医師の資格を有する教員8人が「精神保健相談」として対応している（貼付資料5-1-⑥参照）。

資料5-1-③「鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」

鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針について

鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針の制定について

このたび、「鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」を制定しました。この行動指針は、職員一人一人が、常に本学職員としての立場を自覚し、共通の認識を持って行動するための教育研究指導等の基本的な指針として定めたものです。本学において、二度とセクシュアル・ハラスメントや人権侵害等を起こさないために、本行動指針及び関連諸規程等を念頭に置き、学生・職員が安心して教育研究活動等を行うための環境づくりに、本学構成員ひとりひとりが自覚を持って取り組んでいただきたいと考えます。

鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針

平成17年10月14日
学長裁定

本学において、学生や職員が安心して教育研究活動ができるように、職員は健全な教育研究環境づくりに主体的に努めなければならない。セクシュアル・ハラスメント等は、行為者の意図にかかわらず発生することもあり、職員の教育研究指導上のモラルの向上が不可欠である。そこで、セクシュアル・ハラスメント等の防止に努めるために、職員一人一人が、常に本学職員としての立場を自覚し、共通の認識を持って行動するための基本的な指針を定める。

学生への教育研究指導等における留意点

1. 学生への教育研究指導等を行う場合で、1対1の指導を行う必要があるときは、研究室等のドアを開けるなど密室の状況を避け、開放された空間となるようにする。ただし、授業科目等の特殊性がある場合には、この限りではない。
2. 学内で可能な教育研究指導等については、学外では行わない。学外で行う必要がある場合でも、密室となる場所では行わない。
3. 学生への教育研究指導等は、原則として午後8時までとする。やむを得ず、午後8時以降に指導を行う必要がある場合は、学生の同意を得るとともに講座主任又は所属部長に申し出る。ただし、夜間の授業(7時限目)においては、この限りではない。
4. 週休日又は休日に指導を行う必要がある場合は、学生の同意を得るとともに講座主任又は所属部長に申し出る。

学外における学生との交流上の留意点

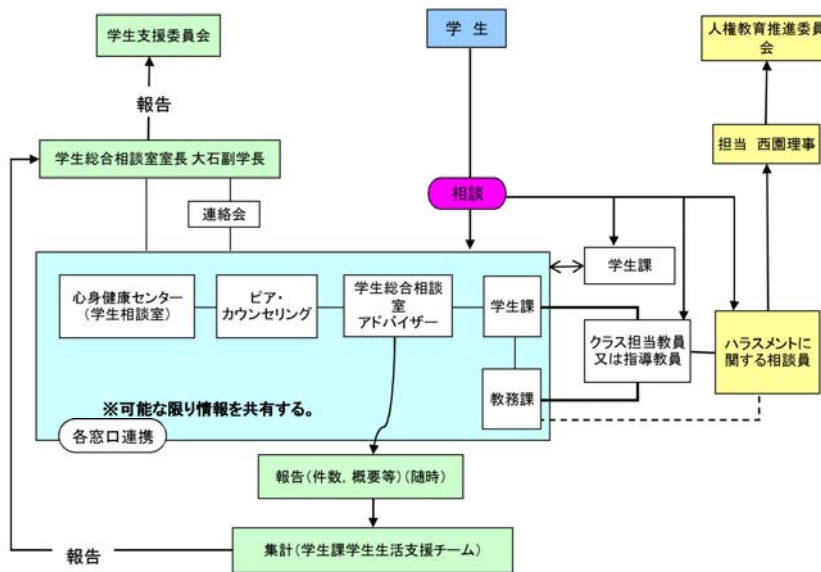
1. 学生と1対1で行動することは、原則として行わない。
2. 職員と学生間の送迎行為は、原則として行わない。

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ])

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/02/012002.html>

資料5-1-④ 「学生総合相談体制」

学生総合相談体制フローチャート



(出典 学生課貼付資料：学生総合相談体制)

資料5-1-⑤ 「学生総合相談室」

The screenshot shows the website page for the Student Comprehensive Consultation Room. The page header includes the Naruto University logo and navigation links: 'TOP > 教育・学生生活 > キャンパスライフ > 学生総合相談室'. The main heading is '学生総合相談室'. Below the heading, there is a message: 'ちょっと誰かに聞いてほしい そんなことはありませんか...' (I want to talk to someone about this... Do you have such a problem?). The page lists various issues that students might face, such as 'やる気が起きない' (I can't get motivated), '大学になじめない' (I can't adjust to university), '人間関係で悩んでいる' (I'm troubled by interpersonal relationships), '将来が不安' (I'm worried about the future), 'とにかく誰かに聞いて欲しい' (I just want to talk to someone), '友人には話にくい' (It's hard to talk to my friend), 'いやがらせを受けている、または友人が受けているようだ' (I'm being bullied, or it seems like my friend is), 'あやしい団体に勧誘された' (I was recruited by a suspicious group), '悪質商法にひっかかったかも?' (I might have fallen for a scam), '履修方法がわからない' (I don't know how to take classes), '授業についていけない' (I can't follow the lecture), and '就活ってどうやればいいの' (How should I do job hunting?). The page also includes a section for '学生相談窓口の利用方法' (How to use the student consultation window) and '学生総合相談室' (Student Comprehensive Consultation Room). The '学生総合相談室' section states: '「なんでも相談」の窓口です。キャンパスライフのあらゆる疑問、質問、悩み事について気軽にご相談ください。' (This is the 'Talk to us about anything' window. Please feel free to consult us about any questions, inquiries, or problems related to campus life.) The location is listed as '本部棟1階(学生課学生生活支援チーム)' (1st floor of the Main Building (Student Affairs Office Student Life Support Team)).

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ])

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/02/011.html>

資料 5-1-⑥ 「心身健康センター『精神保健相談』」

ふりがなをつける | 読み上げる | 文字サイズ | 小 | 中 | 大 | 背景色 | 黒 | 白

鳴門教育大学
心身健康センター

心身健康センター > 相談部門 > 精神保健相談

精神保健相談

本センターでは、不安や悩みなど心理的なことで心配がある人に対して、相談室を設けています。修学上または生活上の問題を初めとして、どんな小さな問題や心配ごとにも心おきなく相談を受け、解決への糸口を見いだしてもらうことを願っています。相談については、精神保健やカウンセリングの専門家が担当しています。

相談内容の**秘密は守られます**ので、気軽にご相談ください。

なお、予約が必要です。事前に電話で照会してください。

相談日時	本学担当教員への相談：随時 カウンセラーへの相談：水・木曜日(12時00分～17時00分)
場 所	心身健康センター内
電 話	088-687-6631

●平成23年度心身健康センター精神保健相談員

氏 名	職 名	担当コース等
廣瀬 政雄	教授	心身健康センター所長
井上 和臣	教授	臨床心理士養成コース
葛西真記子	教授	臨床心理士養成コース
津田 芳見	教授	特別支援教育専攻
栗飯原良造	教授	臨床心理士養成コース
今田 雄三	准教授	臨床心理士養成コース
小坂 浩嗣	教授	学校臨床実践コース
佐藤 亨	准教授	学校臨床実践コース
三輪 幸子	カウンセラー	学生相談室

| サイトポリシー | プライバシーポリシー |

鳴門教育大学 心身健康センター
〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地
電話番号:088-687-6631(事務室) 開館時間:午後8時30分～午後5時15分(月～金)

Copyright(c) Naruto University of Education. All Right Reserved.

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ])

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/center/health/conference/002.html>

《必要な資料・データ等》

別添資料 5-1-1 平成 22・23 年度就職支援行事

別添資料 5-1-2 パンフレット「なくそう！ハラスメント」

別添資料 5-1-3 高度学校教育実践専攻 平成 23 年度オリエンテーション

別添資料 5-1-4 国立大学法人鳴門教育大学セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程

別添資料 5-1-5 週録 (Weekly-report Sheet)

(基準の達成についての自己評価：A)

- 1) 学生の修学支援や生活相談等は、教職大学院コラボレーションオフィスのコーディネーター及び実習担当教員が担当している。
- 2) 学部卒学生に対する進路選択のための支援については、全学的な就職支援体制と併せて教職大学院実務家教員等による個別指導を実施している。
- 3) 学生の健康相談、メンタルヘルス相談、各種ハラスメントへの相談・助言体制を全学的に整備している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 5-2 A

○ 学生への経済支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

学生に対する経済支援については、全学的な支援体制に基づいている。具体的には、「鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿舎料の免除等に関する規程」を定め、学生の経済面での援助を行うほか（貼付資料 5-2-①）、奨学金に関しては「鳴門教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準」等を定め、日本学生支援機構に推薦等を行っている。

貼付資料 5-2-① 「鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿舎料の免除等に関する規程（抜粋）」

第 1 章 総則

（免除等の対象者）

第 2 条 入学料の免除及び徴収猶予の対象となる者は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）に入学する者とし、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除の対象となる者は、本学学生とする。ただし、研究生、科目等履修生等については、第 19 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 25 条に規定する免除を除き、対象としない。

（出典 鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿舎料の免除等に関する規程）

また、教育公務員特例法に基づく大学院修学休業制度を利用して在学する者を対象に授業料の全額を免除する「授業料特別免除制度」を創設し、平成 20 年度入学生から適用している。平成 21 年度からは、「鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金要項」を定め、教職大学院の現職教員学生を対象に、現任校実習に係る往復旅費等の負担軽減に資するため、支援金貸与の制度を設けている（貼付資料 5-2-②）。

貼付資料 5-2-② 「鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金要項（抜粋）」

（目的）

第 2 条 基金は、鳴門教育大学学校教育研究科高度学校教育実践専攻に在籍する現職教員（以下「教職大学院生（現職教員）」という。）の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（出典 鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金要項）

《必要な資料・データ等》

別添資料 5-2-1 授業料免除関連規則

別添資料 5-2-2 鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金要項

（基準の達成についての自己評価：A）

1) 教職大学院における経済的支援体制は、入学料、授業料及び寄宿舎料の免除、支援金貸与等が実施され、整備している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

週録、担任制、教職大学院での意見聴取等を通して、学生のニーズを適切に把握し、入学から修了までの学生の修学や生活支援を行っている。特に教職大学院では、県外での実習実施に関する院生の経済的負担を軽減するため、「鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金」制度を設けている。

基準領域 6 教員組織等

1 基準ごとの分析

基準 6-1 A

○ 教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。

[基準に係る状況]

実践的指導力のある優れた教員を養成するという本学の教育目標を実現するため、教員組織編成のための基本方針を「国立大学法人鳴門教育大学学則」(貼付資料 6-1-①)及び「鳴門教育大学教育研究組織規則」(貼付資料 6-1-②)に定めている。平成 20 年度からは、従来までの教員組織「部・講座制」を廃止し、学部・大学院に捉われない新たな教員組織として、学問領域で構成する 4 つの「教育部」に再編するとともに、社会のニーズに即した弾力的かつ効率的な学部・大学院教育を行う教育組織として、大学院学校教育研究科に専攻・コースを設置している。

資料 6-1-① 国立大学法人鳴門教育大学学則 (抜粋)

第 4 節 組織

(学内教育研究施設)

第 15 条 本学に、地域連携センター、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター及び予防教育科学教育研究センターを置く。

(厚生補導施設)

第 16 条 本学に心身健康研究教育センターを置く。

(教員組織)

第 19 条 本学に、教育研究上の目的を達成するための組織として、教育部を置く。

(センター部)

第 21 条 本学に地域連携センター、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター及び心身健康研究教育センターを統括するセンター部を置く。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学学則)

参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00027700/101.pdf

資料 6-1-② 鳴門教育大学教育研究組織規則 (抜粋)

第 1 章 総則

第 1 節 趣旨

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鳴門教育大学(以下「本学」という。)の教育研究組織について定める。

第 2 章 教員組織

第 1 節 教育部

(教育部)

第 2 条 本学に、教員組織として次の学問領域で構成する教育部を置く。

教育部	学 問 領 域
基礎・臨床系教育部	教育学, 心理学, 医学等
人文・社会系教育部	国語科教育, 英語科教育, 社会科教育, 人間科学等
自然・生活系教育部	数学科教育, 理科教育, 技術科教育, 家庭科教育等
芸術・健康系教育部	音楽科教育, 美術科教育, 保健体育科教育等

2 本学の教員(附属学校教員を除く。)は、前項に規定する何れかの教育部に所属する。

(略)

第 3 章 専攻及びコース

第 1 節 専攻及びコース

(専攻及びコース)

第 5 条 大学院学校教育研究科に教育組織として次の専攻及び専攻にコース(特別支援教育専攻を置く。)を置く。

(出典 鳴門教育大学教育研究組織規則)

参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00027724/206.pdf

本学教職大学院の専任教員は、研究者教員 11 名、実務家教員 11 名(うち、1 名はみなし実務家)であり、専

門職大学院設置基準の教員数 11 名を大きく上回るとともに、専任教員のうち実務家教員の占める割合も 50% である。研究者教員と実務家教員をバランスよく配置することで、理論と実践のそれぞれの立場からの考え方や知識の提供が可能な体制を構築している。また、理論と実践の融合を図る視点から、教職大学院において中核となる実習科目及び実習と連動する専門科目については、全ての科目において教職大学院の専任教員が担当している（別添資料 6-1-1 参照）。

なお、本学の教育組織である各専攻・コースにおける教員の定員配置については、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に準拠した「教員定員配置計画」を教育研究評議会で定めている。

本学では、自己点検・評価の一環として、毎年、各教員が教育及び研究業績を提出することとしている。教育及び研究に関する業績の公開については、「教育研究者総覧」、「自己評価結果報告書」をウェブページで公開している（貼付資料 6-1-③、6-1-④）。また、学長裁量経費や教育研究プロジェクト経費等に基づく研究成果についても公表している（貼付資料 6-1-⑤）。

資料 6-1-③ 「国立大学法人鳴門教育大学教育研究者総覧」（一例）

氏名	小野瀬 雅人
ふりがな	おのせ まさと
ローマ字表記	ONOSE Masato
職名	教授
所属	基礎・臨床系教育部
TEL	088-687-6268
FAX	088-687-6268
E-mail	onose@naruto-u.ac.jp
学位	平成3年1月 教育学博士(筑波大学)
学位論文	入門期における書字技能の習得に関する教育心理学的研究(博士論文)
現在の研究分野	教授・学習心理学、授業心理学、学校心理学
現在の研究分野の概要	各教科で用いられている様々な教材(教育内容)の効果的指導法とその評価方法、授業研究の方法論の検討のほか、学校心理学の立場から学習指導のコンサルテーションに関する研究を進めている。
主要担当授業科目	(学部) 授業研究論、教科教授学習論、教育評価論。 (大学院) 授業実践の分析と改善、学習者理解の実際と課題、教材教具の開発演習、授業開発研究、授業分析
所属学会	日本教育心理学会、日本心理学会、日本教材学会、日本応用教育心理学会、日本学校心理学会、National Association of School Psychologist.
学会及び社会における主な活動	日本教育心理学会・理事(平成15年～平成18年;平成18年～平成21年)、日本教材学会・理事(平成12年～)、日本応用教育心理学会・理事(平成12年～)、日本学校心理学会・理事(平成11年～)、学会連合資格「学校心理士」認定運営機構・常任理事(平成19年～平成22年)、日本学校心理士会・常任幹事(平成19年～平成22年)。
主要研究業績	○入門期の書字学習に関する教育心理学的研究 風間書房 単著(1995) ○新しい評価観と学習評価 図書文化 共著(1996) ○言葉の心理と教育 教育出版 共著(1996) ○学習意欲の育て方A～Z 図書文化 共著(1997) ○授業に生かす育てるカウンセリング 図書文化 共編著(1998) ○スクールカウンセラーと学校心理学 教育出版 共著(1998) ○ふりがなの教育心理学的研究 野間教育研究所 単著(1999) ○教職に活かす教育心理 福村出版 共著(2000) ○発達臨床心理学の最前線 教育出版 共著(2001) ○学校の心理学 ナカニシヤ出版 共著(2002) ○学習指導の現代的課題 学校図書 共著(2003) ○教育心理学ハンドブック 有斐閣 共著(2003) ○たのしく学べる最新教育心理学 図書文化 共著(2004) ○学校心理学ハンドブック 教育出版 共編著(2004) ○最新 学習指導用語事典 教育出版 共著(2005) ○対話で学ぶ認知心理学 ナカニシヤ出版 共著(2006) ○学校心理学ガイドブック 風間書房 共著(2006) ○教育評価事典 図書文化 共著(2006) ○軽度発達障害児を含む通常学級での授業における教師の援助ニーズに関する研究 応用教育心理学研究 共著(2007) ○教育実践心理学 ナカニシヤ出版 共著(2008) ○「教材学」現状と課題(上) 協同出版 共著(2008)
学術関係の受賞状況	日本教育心理学会・城戸奨励賞(昭和63年11月)

(出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ 研究者総覧)

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/db/faculty/>

資料 6-1-④ 「自己評価結果報告書」

自己評価結果報告書

鳴門教育大学自己評価結果報告書

鳴門教育大学では、「[国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領](#)」に基づき、1事業年度について、組織としての活動状況を自己点検し、教員については設定した目標に対する自己点検・評価を行っており、その評価結果を公開しています。
 なお、16年度及び17年度版については書籍として発行しており、その業務実績については[業務実績に関する報告書](#)をご参照ください。

- ・ [自己評価結果報告書\(平成21年度版\)](#)
- ・ [自己評価結果報告書\(平成20年度版\)](#)
- ・ [自己評価結果報告書\(平成19年度版\)](#)
- ・ [自己評価結果報告書\(平成18年度版\)](#)

(出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ 法人情報 自己評価結果報告書)

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/011003.html>

資料 6-1-⑤ 「教育研究支援プロジェクト (抜粋)」

平成22年度教育研究支援プロジェクト(教職大学院関連)

所属コース	代表者名	プロジェクト名
学校・学級経営コース	佐古 秀一	地元学校と連携した学校組織改善プロジェクト
学校・学級経営コース	阪根 健二	鳴門市教育委員会との連携（パートナーシップ）に基づく、今日的な教育課題への対応に関する研究 —学校の情報化における支援ツールの作成について—

(出典 財務課資料)

《必要な資料・データ等》

別添資料 6-1-1 「高度学校教育実践専攻」授業科目及び担当教員一覧 (H23. 5. 1 現在)

基礎データ 2 専任教員個別表

基礎データ 3 専任教員の教育・研究業績

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教員組織及び教育組織については、「教員定員配置計画」を定め、全学的に管理している。本学教職大学院の専任教員数は、専門職大学院設置基準等の教員数を上回っており、教育課程等を遂行するために必要な教員を適切に配置している。また、実習科目及び連動する専門科目は、教職大学院の専任教員が担当している。
 - 2) 教員の教育及び研究業績については、「教育研究者総覧」等によりウェブページに公開している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 6-2 A

○ 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

[基準に係る状況]

本学の教員選考については、「国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程」で、教員選考を適正かつ円滑に行うた

めに必要な手続きを定めており（別添資料6-2-1参照）、「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則」（貼付資料6-2-①）、「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続きに関する申合せ」（貼付資料6-2-②）等に基づき、原則公募制としている。特に、「教員選考調書」の「業績目録」中に、研究業績に加え「教育上の能力」に係る項目を設けるなど、適切に運用しており、教職大学院において必要とされる教育研究上の指導能力の評価を十分に行っている。

資料6-2-① 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則（抜粋）」

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学の教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。）の選考基準について定める。

（選考基準）

第2条 教員の選考は、次条から第7条までに規定する資格を有する者について、人格、識見、教育研究業績、経歴、学会及び社会における活動、健康状態等を総合的に審査して行う。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則）

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/03jinji/310.pdf>

資料6-2-② 「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続きに関する申し合わせ（抜粋）」

1 国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項第4条第2項に規定する教員の公募の申出は、別記様式第1号の教員公募申請書を提出して行うものとする。

2 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程第6条の規定に基づき学長に提出する教員選考候補者決定報告書及び国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項第7条の規定に基づき人事委員会委員長に提出する教員選考候補者選定報告書に添付する教員選考調書及び業績目録は、別記様式第2号により作成するものとする。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考手続きに関する申し合わせ）

また、「徳島県教育委員会との人事交流に関する協定書」（別添資料6-2-2）に基づき、3年任期の小学校の現職教員1名を准教授として採用するとともに、公募による実務家教員1人、教職経験及び教育関連行政における勤務経験等、豊富な実務経験を有する「みなし実務家教員」1人を配置することで、実践現場の動きを恒常的に導入するための配慮を行っている。

なお、「国立大学法人鳴門教育大学教員の再任手続きに関する細則」を制定し運用することで、人事の活性化を図り、流動性を高めている（貼付資料6-2-③）。

資料6-2-③ 「国立大学法人鳴門教育大学教員の再任手続きに関する細則（抜粋）」

（趣旨）

第1条 この細則は、国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程（平成18年規程第2号。以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教員の再任手続きに関し、必要な事項を定める。

（再任審査）

第2条 教員の再任審査は、教育研究評議会において行う。

2 前項の教員の再任審査は、第4条第4項で定める業績評価報告書により行うものとする。

（業績評価）

第3条 規程第4条第1項で定める業績評価は、人事委員会が行う。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員の再任手続きに関する細則）

教員の年齢及び性別の構成に関しては、貼付資料6-2-④に示すとおりである。

資料 6-2-④ 「教職大学院男女別年齢構成」

(平成23年5月1日現在 単位:人)

区分	職名	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～65歳	計
研究者 教員	教授			2	4		6
	准教授	3(1)	1	1			5(1)
	小計	3(1)	1	3	4	0	11(1)
実務家 教員	教授			1		1	2
	准教授		3	1	4(1)		8(1)
	講師					1	1
	小計	0	3	2	4(1)	2	11(1)
合計	3(1)	4	5	8(1)	2	22(2)	

※実務家教員のうち講師1人は、みなし専任

※()は女性教員の内数

(出典 教務課資料)

また、教員の採用・昇格については、「教員選考基準」(貼付資料 6-2-⑤)に基づき実施している。特に、実務家教員の採用・昇格においては、「初等中等教育における教育経験」及び「教育行政、学校運営又は教育相談等における実績」を重視するなど、適切に運用している(別添資料 6-2-3 参照)。

資料 6-2-⑤ 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則(抜粋)」

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下「専門職学位」という。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (7) 初等中等教育において特に優れた教育経験を有し、かつ、教育行政、学校運営又は教育相談等において、特に優れた実績を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
- (3) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。)又は専門職学位を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (6) 初等中等教育において優れた教育経験を有し、かつ、教育行政、学校運営又は教育相談等において、優れた実績を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は助教となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

<p>(1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 修士の学位（医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については，学士の学位）又は専門職学位を有する者</p> <p>(3) 専攻分野について，知識及び経験を有すると認められる者（助手の資格）</p> <p>第7条 助手となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者</p> <p style="text-align: right;">（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則）</p>
--

《必要な資料・データ等》

別添資料6-2-1 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程

別添資料6-2-2 徳島県教育委員会との人事交流に関する協定書

別添資料6-2-3 実務家教員に係る教員選考基準の適用について

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 教員の採用，昇格及び再任に関する規則等を全学的に定め，適切に運用している。
 - 2) 実務家教員については，徳島県教育委員会との人事交流及び公募により採用しており，採用・昇格においては，「初等中等教育における教育経験」及び「教育行政，学校運営又は教育相談等における実績」を重視するなど，適切に運用している。
- 以上のことから，本基準を十分に達成していると判断する。

基準6-3 A

○ 教育の目的を遂行するための基礎となる教員の研究活動等が行われていること。

[基準に係る状況]

教員の教育・研究活動に関する評価は，「国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領」に基づき，毎年，各コース及び各教員の「自己評価」及び「業績評価」を実施している。その結果は，教員個人の教育・研究活動に対する自己啓発に資するとともに，教育・研究費の配分及び給与に反映している。教員の教育・研究の状況については，教育研究者総覧，自己評価結果報告書をウェブページに公開している。

本学教職大学院専任教員の研究活動内容は，「教育研究者総覧」に示すとおりであり，教育内容と教員の研究活動との整合性を図っている。教職大学院の教育内容等と関連する研究活動として，本学の教育研究プロジェクトにおいて，平成22年度は2件が採択されている（貼付資料6-1-1-⑤44頁参照）。また，鳴門教育大学，兵庫教育大学，上越教育大学の3教育大学による「教職大学院の実習等のFDシステム共同開発」（文部科学省大学改革推進事業「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」（平成20～21年度））を踏まえ，これまでの3教育大学の学校教育における実践研究の成果や連合大学院の連携を活かし，教職大学院のカリキュラムの中核を担う「実習」，「課題研究」に焦点化したFDシステムを開発した。

《必要な資料・データ等》

別添資料6-3-1 国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教員の教育・研究活動に関する評価を毎年実施している。その結果は、各教員の研究費等に反映している。
 - 2) 学内の教育研究支援プロジェクトによる研究活動及び文部科学省大学改革推進事業によるFDシステム共同開発等により、教職大学院の教育の目的を遂行するための基礎となる教員の研究活動を行っている。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準6-4 B

- 教育課程を遂行するために必要な教育支援者(例えば事務職員, 技術職員等)が適切に配置されていること。

[基準に係る状況]

教職大学院の教育課程を遂行するために必要な教育支援者として、教務課に教育支援担当の事務職員3名(常勤2名, 非常勤1名)を配置している。また、教職大学院の円滑な実習運営等を行うことを目的とした教育支援組織「教職大学院コラボレーションオフィス」を設置し、オフィス長(専攻長)とコーディネーター(各コースより専任教員2名, 計8名)とともに、教育現場での実務経験を有する専従のチーフコーディネーター1名と事務スタッフ(上記教育支援担当の事務職員)が教育課程を遂行するための企画及び運営、院生からの履修相談等の支援を行っている(貼付資料6-4-①)。

資料6-4-① 「教職大学院コラボレーションオフィス規程」(抜粋)

(目的)

第2条 オフィスは、鳴門教育大学教職大学院の円滑な実習運営等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 オフィスは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教職大学院における実習の運営等に関して、教育委員会、連携協力校及び現職教員勤務校(現任校)(以下「連携協力校等」という。)との連絡・調整に関すること。
- (2) 連携協力校等における研修支援、研究支援に関する相談・企画の業務に関すること。
- (3) その他教育委員会及び連携協力校等との連携に関すること。

(組織等)

第4条 オフィスに、次に掲げる職員を置く。

- (1) 鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス長(以下「オフィス長」という。)
- (2) 鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター(以下「チーフコーディネーター」という。)
- (3) 鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィスコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)
- (4) 学長が必要と認めた者

2 オフィス長は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻長をもって充てる。

3 チーフコーディネーターは、教育現場での実務経験を有する者をもって充てる。

4 コーディネーターは、高度学校教育実践専攻の教育を担当する専任教員4人以上をもって充てる。

(オフィス会議)

第7条 オフィスに、第3条に掲げる事項を協議するため、オフィス会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、第4条に規定する職員をもって構成する。

3 オフィス長は、会議を招集し、その議長となる。

4 オフィス長に事故あるときは、チーフコーディネーターがその職務を代行する。

(出典 教職大学院コラボレーションオフィス規程)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教職大学院コラボレーションオフィスのスタッフ(専任教員等)と教育支援担当事務職員が協働して、教育課程を遂行するために必要な人数を適切に配置している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準6-5 A

○ 授業負担に対して適切に配慮されていること。

[基準に係る状況]

教職大学院の授業科目は、専門職大学院設置基準等に基づき適切に設定し、運用している。開設授業科目において、実習科目を除く授業科目の9割以上がティーム・ティーチングによる授業であり、さらに実習担当においても、研究者教員と実務家教員がチームを組んで指導を行うこととしており、教職大学院コラボレーションオフィスにおいて実習担当教員の調整を図っている。したがって、教職大学院の専任教員が担当する授業数には大きな偏りはない。なお、専任教員における週あたりの授業時間数は、別添資料6-1-1を参照のこと。

また、教職大学院の専任教員1人あたりの学生指導数（入学定員／専任教員数）は、現職教員対象コースにおいて2.5人、学部卒学生対象コースにおいて1.67人であり、学生指導においても適切に担当を割り振っている。

《必要な資料・データ等》

基礎データ2 専任教員個別表

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 専任教員が担当する授業数及び学生指導数に大きな偏りはなく、適切に担当を割り振っている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では、理論と実践の往還を具現化する授業を実施するために、研究者教員と実務家教員の複数がチームとなり、ティーム・ティーチングを多く取り入れている。

また、実務家教員に関する採用・昇格の適用に関する基準を定めるとともに、実務家教員の教育研究業績に関する評価項目を策定し、平成23年度から実施している。

基準領域 7 施設・設備等の教育環境

1 基準ごとの分析

基準 7-1 A

○ 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

[基準に係る状況]

施設・設備に関して、現職教員対象の3コースでは、平成20年度（教職大学院1年目）は1年次生用の院生室が、平成21年度は主として2年次生が利用するための部屋として、①資料分析実習室（1室×3コース）、②ゼミナール室（6室）、③資料編集室（1室）、④資料室（1室）を設置した。いずれも、授業や院生の自主学習・情報交換に有効に活用されている。学部卒学生を対象とする教員養成特別コースでは、平成20年度に1年次生用、2年次生用の部屋を1室ずつ設置し、院生の自主学習、実習において実践する授業の準備、模擬授業、実践映像の分析を行うことができるよう整備した（貼付資料7-1-①、別添資料7-1-1 参照）。

資料 7-1-① 「教職大学院関連施設」

- ① 院生研究室…人文棟 A502, A513, A514
地域連携センター セ 308（教員養成特別コース学生のゼミ室）
 - ② コラボレーションオフィス…地域連携センター 2階 セ 201
 - ③ 教職大学院資料分析実習室…人文棟 A417（右）、A421（左）、A421（右）
 - ④ 教職大学院ゼミナール室…人文棟 A416, A423, A515, A717(A+B), A717(C), A717(D)
 - ⑤ 教職大学院資料編集室…人文棟 A422
 - ⑥ 教職大学院資料室…人文棟 A417（左）
 - ⑦ 講義室・演習室等…講義棟 B 302, B303, B304, B305, B306, B308
人文棟 A107, 地域連携センター セ 107, セ 109
- } 共用施設であるが、教職大学院の授業等において優先的に使用
(出典 企画総務課資料)

平成22年度は、院生が自主学習に使用する部屋4室に1台ずつプリンタを増設した。教員養成特別コース院生向けには、ビデオカメラ、実物投影機を増設し、院生全員が利用できる環境を整えた。情報機器については、全学共通施設である情報基盤センター及び学内各棟の端末室（7室：パソコン122台）、附属図書館（パソコン30台）において整備し、院生が有効に活用している。

図書、学術雑誌等に関しては、附属図書館に実践的研究のための資料が蓄積されている（平成22年度末の時点で蔵書数321,470冊、雑誌6,147種）。

《必要な資料・データ等》

別添資料 7-1-1 教職大学院関連施設平面図

（基準の達成についての自己評価：A）

1) 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備を整備し、院生の自主学習において、稼働率も高く、有効に活用されている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

情報通信環境では、全学的に無線LANを利用する環境が整っており、ウェブ経由で必要な情報を即座に調べることができる。

基準領域 8 管理運営等

1 基準ごとの分析

基準 8-1 A

- 各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

[基準に係る状況]

本学では、国立大学法人法に基づき、本法人の管理運営組織として役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置し、大学院の教育研究に関する重要事項を審議するため、学校教育研究科委員会を設置している。本学教職大学院では、教育研究及び運営に関する事項を審議するため、専攻会議及びコース会議を設置している。専攻会議及びコース会議の構成、審議事項は、「鳴門教育大学教育研究組織規則」第6～9条に規定している（貼付資料8-1-①）。専攻会議は、定期的で開催することとしており、平成22年度は定例（第4水曜日開催）の会議を11回開催したほか、臨時会議（平成23年1月18日）及びメール会議（平成22年11月26日）を実施した（別添資料8-1-1参照）。

資料 8-1-① 「鳴門教育大学教育研究組織規則（第6条～第9条抜粋）」

第2節 専攻長及び副専攻長

（専攻長等）

第6条 各専攻に、学則第25条第2項に規定する専攻長を置く。

- 2 専攻長は、当該専攻における教育及び運営に係る業務を掌理する。
- 3 各専攻に専攻長の業務を補佐するため、必要に応じて、副専攻長を置くことができる。

第3節 専攻会議

（専攻会議）

第7条 各専攻に、当該専攻の教育を担当する教員をもって構成する専攻会議を置くものとする。ただし、人間教育専攻及び教科・領域教育専攻については、置かないことができる。

- 2 専攻会議に議長を置き、専攻長をもって充てる。
- 3 専攻会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 各専攻の教育課程の編成に関する事項
 - (2) 学位論文（専門職学位課程にあつては、学修評価）、選抜試験、課程の修了及び就職等に関する事項
 - (3) 大学院学校教育研究科委員会等から検討を依頼された事項
 - (4) その他専攻長が必要と認めた事項

第4節 コース長及びコース会議

（コース長）

第8条 各コースに、教育及び運営に関する業務を処理するため、コース長を置く。

（コース会議）

第9条 各コースに、当該コースに配属された教員をもって構成するコース会議を置く。

- 2 コース会議に議長を置き、コース長をもって充てる。
- 3 コース会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。ただし、専攻会議を置かない専攻のコースにあつては、第7条第3項各号に掲げる事項を含む。
 - (1) 各コースの教育課程の編成等に関する事項
 - (2) その他コース長が必要と認めた事項

（出典 「鳴門教育大学教育研究組織規則」）

参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00027724/206.pdf

本学教職大学院の運営については、「鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程」（以下、「専攻運営組織規程」という。）（別添資料8-1-2）の第1条第2項において、「教職大学院コラボレーションオフィスと協同して行う」と規定している。「教職大学院コラボレーションオフィス」では、教育委員会・実習校等との連携、教育課程の編成、学生に対する教育支援等について迅速な意思決定を行う必要がある

ことから、コラボレーションオフィス長、チーフコーディネーター、コラボレーションオフィス担当教員（コーディネーター）及び事務担当者（教務課職員）を構成員とする「オフィス会議」を開催し、審議結果は、専攻会議へ上程している。さらに、入学者選抜に係る事項、教育課程の編成、課程の修了等に関する事項については、専攻会議の審議を経た後、入試委員会、教務委員会等に上程し、全学的な検討を行っている。

また、「専攻運営組織規程」第2条の規定に基づき、本学教職大学院の運営組織として「教職大学院外部評価委員会」、「教職大学院連携協力校運営チーム」、「教職大学院自己点検・評価委員会」、「教職大学院FD委員会」を設置している。

なお、上記の管理運営に関しては、教育支援業務を担当する教務課のほか、自己点検・評価等を担当する企画総務課、入試及び入試広報を担当する入試課等と連携をとりながら、業務を遂行している。

《必要な資料・データ等》

別添資料 8-1-1 平成 22 年度専攻会議議題等

別添資料 8-1-2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 本法人の管理運営組織として、国立大学法人法に基づき役員会等を設置するとともに、教育研究に関する重要事項を審議するため、大学院学校教育研究科委員会を設置している。また、本学教職大学院の教育研究及び運営に係る事項を審議するため、専攻会議を定期的に開催し、教職大学院コラボレーションオフィスとの協同による運営体制を構築するなど、教職大学院の運営を有機的かつ効果的に行うための委員会を設置しており、教職大学院の目的を達成するため、専任教員が一体となって教育活動を行う体制・組織を整備している。

以上のことから、教職大学院の管理運営のための組織及び事務体制を整備しており、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 8-2 B

○ 教職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有し、配慮がなされていること。

[基準に係る状況]

本学では、運営費交付金の中から、各コースに所属する教員の教育研究業績（業績評価による傾斜配分）、学生数等を勘案して、教育研究に係る経費を配分している（別添資料 8-2-1）。教職大学院においては、専攻会議の議を経た上で、専攻共通経費、コース別共通経費、各専任教員の教育・研究費として再配分している。

また、連携協力校に対する実習に係る経費及び専任教員による実習担当に係る経費等、実習の実施に関する経費については、「教職大学院実地指導経費」として措置している。

《必要な資料・データ等》

別添資料 8-2-1 学内予算編成方針

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 教職大学院の各コースに配分される教育・研究活動経費は、専攻会議の議を経て、教職大学院の運営及び教育活動等に係る経費として適切に再配分している。

2) 実習等に係る経費については、「教職大学院実地指導経費」として措置している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 8-3 A

- 各教職大学院における教育活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の目的、教育方法、指導方法、教員組織等を教育委員会、学校、教員等に広報する方策として、「教職大学院ガイドブック」と「リーフレット」(修士課程と共用)を作成し、また教職大学院の成果発表等の諸行事報告や入試案内に関する情報誌として「教職大学院 Newsletter」(別添資料 8-3-1)を発行し、教育委員会、学校等に配付している。本学ウェブページには、教職大学院を紹介するページにおいて、教育内容、特色等を公開しており、学内外から自由に閲覧できる(貼付資料 8-3-1 ①)。ウェブページでは、この他にも、大学院入試案内、大学院紹介用のビデオを公開(貼付資料 1-3-1 ①: 6 頁参照)している。

資料 8-3-1 ① 「鳴門教育大学教職大学院紹介」

資料 8-3-1 ① 「鳴門教育大学教職大学院紹介」

ふりがなをつける「読み上げる」文字サイズ 中 大 背景色 白

鳴門教育大学
教職大学院のご紹介

優れたリーダー教員を養成する
教職大学院

学外説明会
平成23年5月14日(土)
6月18日(土)・19日(日)

学内説明会
平成23年5月22日(日)
6月25日(土)

平成24年度入試日程
◆前期選抜◆
平成23年6月18日(木)
8月19日(金)
◆後期選抜◆
平成23年12月3日(土)
12月4日(日)

説明会日程 入試日程

資料請求はこちら

それぞれのキャリアに応じた きめ細かい教育
学部卒業の院生、現職教員院生のそれぞれに適した教育を提供しています。

教職大学院の4つのコース

学校・学級経営コース
学校経営において中核的な役割を担う教員の養成

学校臨床実践コース
生徒指導・教育相談に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成

授業実践・カリキュラム開発コース
授業実践・カリキュラム開発に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成

教員養成特別コース
学卒者を対象とした実践的対応力・展開力優れた新人教員の養成

(出典 鳴門教育大学ウェブページ)
参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/ksd/>

《必要な資料・データ等》

別添資料 8-3-1 教職大学院 Newsletter

(基準の達成状況についての自己評価: A)

- 1) 本学教職大学院の目的、教育内容、特色等を広く社会に周知するため、広報誌として「教職大学院ガイドブック」、「リーフレット」、「教職大学院 Newsletter」を発行し、教育委員会等へ配付している。
 - 2) 本学教職大学院の特色等は、ウェブページにおいても公開している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 8-4 B

○ 各教職大学院における教育活動及び管理運営業務等に関する自己点検・評価及び外部評価等の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院では、「国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領」（別添資料 8-4-1）及び「鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻自己点検・評価実施要領」（別添資料 8-4-2）に基づき、自己点検・評価を行っている。自己点検・評価を行う組織として、「教職大学院自己点検・評価委員会」（貼付資料 8-4-①）を設置し、他専攻の教員を加え、認証評価に係る基準に従って、教育活動、管理運営に関する自己点検・評価を行う体制を整えている。

教育活動に関しては、全ての学生に週録を作成させ、講義、演習、実習科目について学生の学習状況と問題点をタイムリーに把握できる体制を整えている。また、「FD委員会」が主体となって、全ての授業科目について授業評価を実施し、その結果

資料 8-4-① 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程」（抜粋）

第 5 条 自己点検・評価委員会は、実践専攻に係る教育の質の向上や改善等についての評価を統括し実施する。

2 自己点検・評価委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教育研究担当）
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 実践専攻各コース長
- (5) 人間教育専攻、特別支援教育専攻、教科・領域教育専攻の教育と担当する教員各 1 名
- (6) 学長が必要と認めた者

（出典 高度学校教育実践専攻運営組織規程）

に基づき、「平成 21 年度教職大学院授業評価報告書」を刊行した(基準 9 参照)。

外部評価については、「外部評価委員会」において、四国 4 県の教育委員会関係者を構成員として加え、教職大学院の教育活動、運営についてデマンドサイドからの評価を受ける体制を整えている。

自己点検・評価に関する資料については企画総務課が、授業評価及び外部評価委員会に関する資料については、「教職大学院コラボレーションオフィス」でファイリングし、文書管理規則に沿って保管している。

《必要な資料・データ等》

別添資料 8-4-1 国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領

別添資料 8-4-2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻自己点検・評価実施要領

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 本学教職大学院の自己点検・評価の推進体制として、他専攻の教員を含めた自己点検・評価委員会を専攻独自に設置し、認証評価の基準に準じた自己点検・評価を行っている。さらにデマンドサイドからの評価を受けるために外部評価委員会を設置しており、これらの資料をファイリングし、適切に保管している。
以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

「教職大学院外部評価委員会」では、四国 4 県の教育委員会関係者を構成員とするなど徳島県はもとより、四国 4 県の教育委員会との連携構築を推進している。

「教職大学院コラボレーションオフィス」を設置し、教育委員会・学校との円滑な連携調整を行う体制を整備し、機能させている。

基準領域 9 教育の質の向上と改善

1 基準ごとの分析

基準 9-1 A

○ 教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院では、平成 20 年度より、教職大学院独自の「自己点検・評価委員会」を設置し、「教職大学院自己点検・評価実施要領」(別添資料 8-4-2 参照)に基づき、組織的に自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価報告書」としてまとめている(別添資料 9-1-1 参照)。

また、本学教職大学院における組織的なFD事業を推進するため、「FD委員会」を設置し、全授業科目を対象とした学生による授業評価及び公開授業等を実施している。

学生による授業評価については、「教師の実践力の習得に役立つ内容であった」、「学校現場のニーズと適合し、学校や地域のリーダーとして指導力を発揮するのに役立つ内容であった」など、教職大学院の目的を踏まえた項目を設定し、各授業の最終講義等においてアンケートを実施している。集計結果は授業担当教員に示し、授業担当教員は改善点等を検討した上で、FD委員会に分析結果を提出する。FD委員会は、集計・分析結果を基に3段階評価を行い、各授業科目の担当教員に対してフィードバックする体制を取っており、特に改善を要する授業については、担当教員に改善を促すことで教育の質の向上、改善のための取組を組織的に行っている(貼付資料 9-1-①, 別添資料 9-1-2 参照)。

学生による授業評価の他、教職大学院の教育方法、カリキュラム、学習環境等については、定期的に意見交換会を開催し、学生からの意見を聴取するとともに、専攻会議で報告の上、改善策を検討する等、教育状況等の改善・向上に努めている。

また、公開授業・授業検討会及び「外部評価委員会」を開催することで、学外関係者(教職大学院を開設している大学の関係者、教育委員会の関係者等)の意見や専門職域に係わる社会のニーズを調査し、教育の状況

に関する自己点検・評価に適切な形で反映している。

資料 9-1-① 『教職大学院授業評価アンケート調査の集計・分析』に対する『FD委員会』からのコメントについて

教職大学院FD委員会

1 「FD委員会からのコメント」の基本的な考え方

- 今後も「FD委員会からのコメント」は継続するので、主観性を排除し、できる限り客観性があり、かつ改善の方向性がみえるコメントとする。
- ① コメントの内容は、A、B、Cの「3段階評価」とし、3段階それぞれの内容を文章で示す。
- ② B、C評価の場合は、必要に応じて、改善の具体的内容を記した追加コメントを付すことができる。

2 「3段階評価」の内容と判定基準

(1) 内容

- A 受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を十分達成していると判断できます。今後も、シラバスにしたがって授業を進めてください。
- B 受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を概ね達成していると判断できます。受講生と授業者の評価結果を踏まえ、授業の目的を十分達成できるよう、課題として指摘のあった授業内容・授業方法を検討し、必要な改善を図った上で今後の授業を行ってください。
- C 受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を達成できていないと判断できます。受講生と授業者の評価結果を踏まえ、授業の目的を十分達成できるよう、課題として指摘のあった授業内容、授業方法を十分に検討し、改善を図った上で今後の授業を行ってください。

(2) 判定基準

- A アンケート18項目の全てにおいて、2と1の回答者数が、全回答者数の20%未満である。
- B アンケート18項目中の1～数項目(5項目程度)で、2と1の回答者数が全回答者数の20%以上である。
- C アンケート18項目中の数項目(5項目程度)以上で、2と1の回答者数が全回答者数の20%以上である。

(出典 平成 21 年度授業評価報告書(抜粋))

平成 21 年度は、本学及び兵庫教育大学、上越教育大学の共同による「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム：教職大学院の実習等のFDシステム共同開発」に関する成果発表として、パネルディスカッション「教職大学院におけるティーム・ティーチングのあり方について」を実施した。パネルディスカッションでは、同プログラムの連携大学の教職大学院関係者を招き、各大学の取り組み等について意見交換等を行った(別添資料9-1-3参照)。

上記の取り組みの結果、教育内容について、平成 21 年度に教職大学院としての到達目標を設定し、それに基づくカリキュラムの体系化を図ることとした。また、学生からの意見聴取などを重ね、カリキュラムの見直しを議論し、平成 22 年度より新カリキュラムを導入した。

平成 22 年度は、本学教職大学院の第 1 期修了生をパネリストとして、教職大学院の学修成果を教育現場に生かす方策等についてパネルディスカッションを行った(貼付資料9-1-②)。

資料 9-1-② 「平成 22 年度 授業公開・パネルディスカッション案内」

**平成22年度 鳴門教育大学教職大学院
「授業公開・パネルディスカッション」開催のご案内**

錦秋の候、皆様には、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。
さて、この度、平成22年度 鳴門教育大学 教職大学院 「授業公開・パネルディスカッション」を来る11月20日(土)に開催することになりました。
今年の会では、昨年と同様、各コース1科目ずつ授業を公開します。パネルディスカッションについては、この3月に修了し、現在、学校や教育行政でご活躍されている教職大学院1期生3名の方々に、「教職大学院の学修成果を現場に生かす」と題してご意見をいただき、ディスカッションを行います。
つきましては、皆様方にぜひご参加いただき、ご意見・ご感想をいただきたくご案内申し上げます。

鳴門教育大学 教職大学院 専攻長 小野 瀬 雅 人

**平成22年度 鳴門教育大学教職大学院
「授業公開・パネルディスカッション」開催要項**

- 1 開催趣旨**
鳴門教育大学教職大学院は、平成20年に創設され、各県教育委員会をはじめ、市町村教育委員会、各学校の教職員のご理解とご支援をいただきながら、学校現場が抱える教育課題をテーマに教員人材育成と資質の向上をめざして、実習並びにカリキュラムや授業改善に取り組んでいる。
この度、県内外に授業を広く公開し、カリキュラム並びに授業改善の一層の充実発展を期するものである。
- 2 主 催** 鳴門教育大学
- 3 後 援** 徳島県小学校長会 徳島県中学校長会 徳島県高等学校長協会
- 4 日 時** 平成22年11月20日(土) 10:00~16:30
- 5 会 場** 鳴門教育大学 〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748
(TEL 088-687-6678)
- 6 日 程**

	10:00	10:15	11:45	11:50	13:10	13:15	14:45	15:00	16:30
	受	公	昼	公		公	パ	カ	
	付	開	休	開		開	ネ	ッ	
		授	み	授		授	ル	シ	
		業		業		業	デ	ョ	
		I		II		イ	イ	ン	
							ス		

(出典 教務課)

《必要な資料・データ等》

- 別添資料9-1-1 平成 21 年度教職大学院自己評価書
- 別添資料9-1-2 平成 21 年度授業評価報告書
- 別添資料9-1-3 平成 21 年度公開授業等案内
- 別添資料9-1-4 「教職大学院の実習等のFDシステム共同開発」成果報告書(抜粋)
- 別添資料9-1-5 学部・研究科等の現況調査表(平成 22 年 6 月)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 本学教職大学院に「自己点検・評価委員会」を設置し、実施要領に基づき自己点検・評価を組織的に行っている。

2) 学生による授業評価、学生との意見交換、学外関係者を招いた公開授業等、組織的なFD推進事業を通して、教育状況の改善・向上を行っている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 9-2 B

○ 教職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

[基準に係る状況]

個々の教員は、授業の質の向上を図るため、前期授業の評価の結果に基づき、それぞれの後期授業及び次年度の教育内容・教育方法等について改善を図ることとしている。

また、教職大学院にふさわしい教育課程、教育内容、教育方法等とするため、「FD委員会」、「コース会議」、「専攻会議」等を開催し、教育方法等の改善に取り組んでいる。なお、これらの委員会等で検討した結果は、「授業公開・授業検討会」において公表している（貼付資料9-2-①）。

ファカルティ・ディベロップメントについては、学生や教職員のニーズを反映させるために、前述のように制度を確立し、組織的に活動している。特に、実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るために授業の計画、実施、評価の各段階で打ち合わせを行っている。

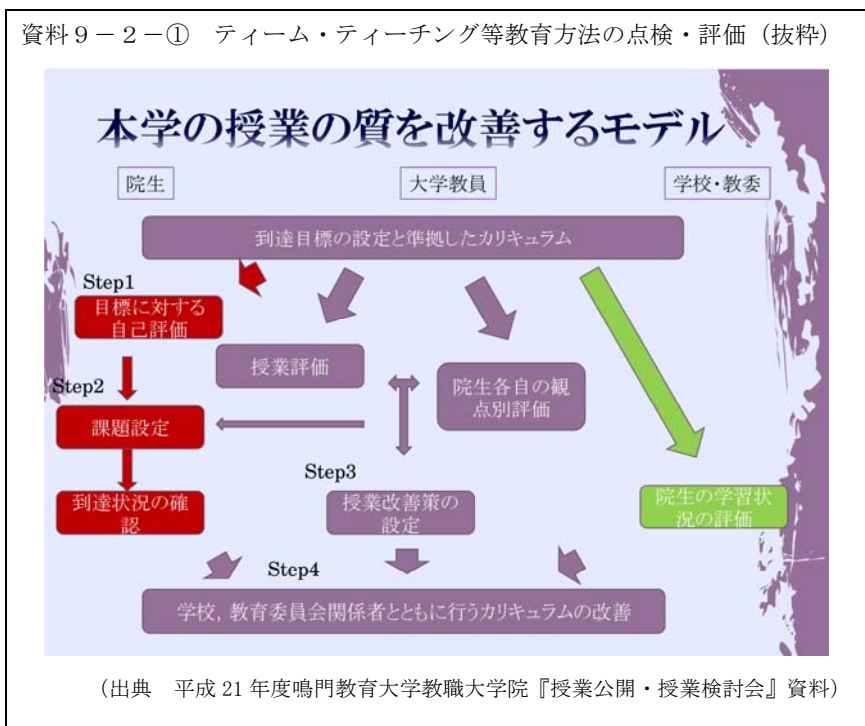
本学教職大学院での実習は、原則として、研究者教員と実務家教員がペアを組み、指導を行っている。その中で、研究者教員の持つ理論的な知見と、実務家教員の持つ実践的な知見を融合させ、院生の実習の成果を高めるとともに、研究者教員、実務家教員相互の知見を学び合う機会となるよう、充実を図っている。

《必要な資料・データ等》

別添資料9-2-1 各教員の自己点検・評価結果報告書（平成21年度：教職大学院専任教員分）

(基準の達成についての自己評価：A)

- 1) 個々の教員が授業評価の結果に基づき、教育内容、教育方法等の改善を図っている。
- 2) 学生や教職員のニーズを反映したFD事業を組織的に実施している。特に、実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るために授業の計画、実施、評価の各段階で打ち合わせを行っており、教員相互の知見を学び合うことにより、院生への指導の充実を図っている。



以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では、教育の質を保証するとともに、学生、教育委員会、学校関係者の意見も踏まえ改善を図っている。

教職大学院としての到達目標を定め、その到達を保証するカリキュラムの体系化を進めている。学生に対しては、到達目標に対する自己評価を行わせ(2年間で5回)、その結果に基づいて、各自、それ以後の学習の課題設定を行っている。また、日々の学習の成果については、週録として報告し、主に指導教員がその状況を確認している。

大学教員は、開設科目と到達目標を関連づけ、その観点について、院生それぞれを評価し、その結果を院生に通知するとともに、学生の授業評価と対応させ、授業改善を進めている。教育委員会及び学校関係者に対しては、実習における学生の状況を到達目標と関連づけて評価することを求め、その結果を基に、大学側として、教育成果の検証に活かすこととしている。大学教員、学生、教育委員会等の意見について、到達目標とそれに準拠したカリキュラムのもと集約することで、組織的かつ効率的に教育の質の改善を図ることが可能となっている。この点について、連携協力校、教育委員会の評価も高く、本学教職大学院の特記すべき特徴といえる。

基準領域10 教育委員会及び学校等との連携

1 基準ごとの分析

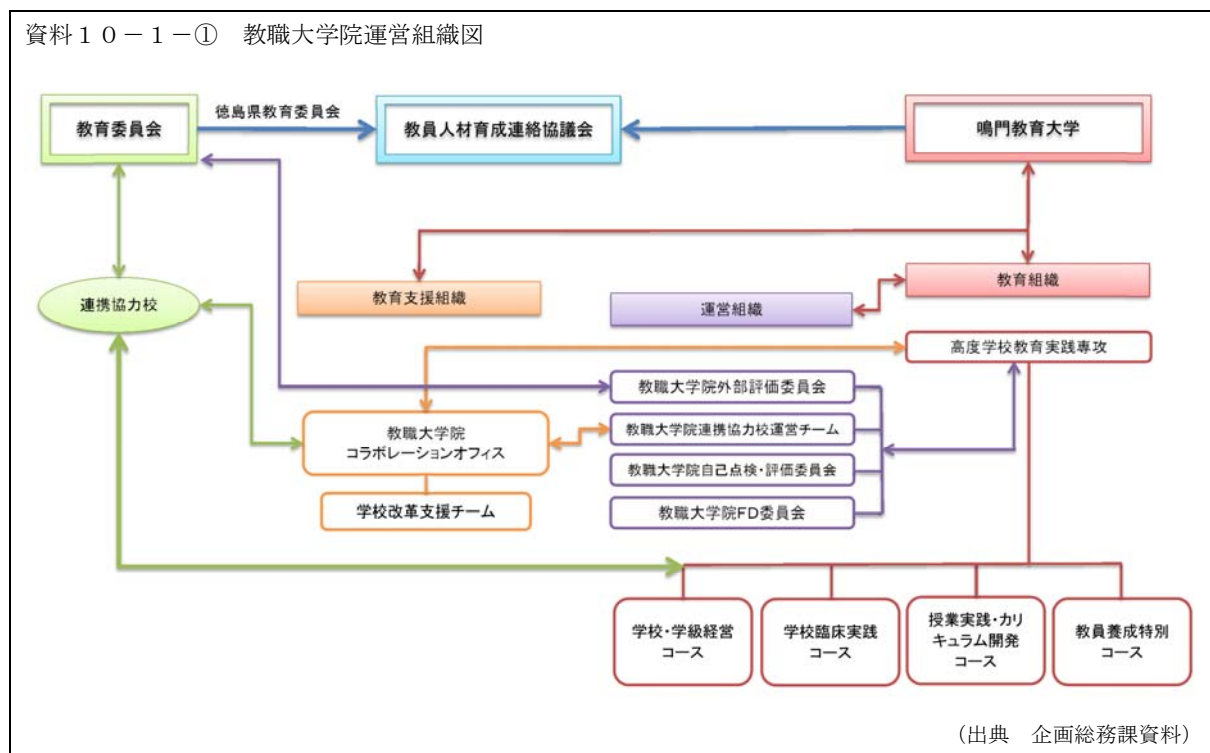
基準10-1 A

○ 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

[基準に係る状況]

教育委員会及び学校との連携を推進するため、本学教職大学院では、高度学校教育実践専攻の運営組織として、「教職大学院外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）」、「教職大学院連携協力校運営チーム」（以下「連携協力校運営チーム」という。）を設置するとともに、連携に係る連絡調整を円滑に遂行するため「教職大学院コラボレーションオフィス」を設置し、教育委員会及び学校との連携構築のための体制を整えている（貼付資料10-1-①、別添資料10-1-1、別添資料10-1-2参照）。

資料10-1-① 教職大学院運営組織図



(出典 企画総務課資料)

「教職大学院外部評価委員会」は本学教職大学院のカリキュラム，教育内容，教育方法等に関して，教育委員会サイドからの意見を聴取することを主たる目的とするものである。平成22年度の構成メンバーは，徳島県，香川県，愛媛県，高知県の各教育委員会の関係者と，本学関係者で構成されている。平成22年度については，外部評価委員会を2回実施した。第1回目は，教職大学院の授業公開時（平成22年11月）であり，実際の授業を参観した後，外部評価委員会を開催した。第2回目は，修了生の成果発表会（平成23年2月）にあわせて開催し，修了生の学修成果に関するプレゼンテーションを実施し，教育委員会関係者の意見を聴取した（別添資料10-1-3参照）。この会議で提示されたデマンドサイドからの要望については，専攻会議で専任教員に報告され，教職大学院の教育改善の議論に反映している。

「連携協力校運営チーム」は，主として，新任教員の養成のための実習の運営を連携して遂行することをねらいとしており，鳴門市教育委員会の代表者，鳴門市校長会の代表者及び本学関係者から構成されている。平成22年度においては，新任教員養成のための実習の実施状況について説明を行い，来年度の実習の実施計画について，教育委員会，学校関係者からの意見聴取を行っている（別添資料10-1-4参照）。

「教職大学院コラボレーションオフィス」は，教育現場での実務経験を有するスタッフ（チーフコーディネー

ター1名)と専任教員から選出されたコーディネーター(8名)を配置し、主として現職教員の現任校実習、鳴門市、藍住町、北島町、松茂町で展開している新人教員養成のための実習及び現職教員の異校種フィールドワーク等に関して、教育委員会、学校等との日常的で緊密な連絡調整業務を遂行している。

さらに、創設時から、徳島県教育委員会との間では、教育委員会における人材養成研修と、本専攻への派遣研修との関連について、意見交換を行ってきた。平成22年度から新たに、「教員人材育成連絡協議会」(貼付資料10-1-②)を設置し、教職大学院への現職教員の派遣及び修了生の処遇等に関して、協議を重ねた結果、大学院生の教員採用試験合格者名簿の有効期間の延長等の措置がなされるなど、具体的な成果をあげている(別添資料10-1-5参照)。

資料10-1-② 「鳴門教育大学と徳島県教育委員会との教員人材育成連絡協議会要項」(抜粋)

(目的)

第2 協議会は、徳島県教育委員会との緊密な連携のもと、主として教職大学院制度を徳島県教員の人材育成に活用するという観点から、相互の理解をさらに深め、徳島県教員の資質・力量の向上を図り、本県教育の発展・活性化に寄与することを目的とする。

(組織)

第3 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 徳島県教育委員会

- ア 教育長
- イ 教育次長(県立学校担当)
- ウ 教育次長(小中学校担当)
- エ 教職員課長
- オ 教職員課主幹(小中学校担当)
- カ 教職員課主幹(県立学校担当)
- キ 教職員課人材育成担当総括管理主事

(2) 鳴門教育大学

- ア 学長
- イ 副学長(教育・研究担当)
- ウ 副学長(社会連携担当)
- エ 高度学校教育実践専攻長
- オ 基礎・臨床系教育部長
- カ 教員養成特別コース長
- キ 教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター

(議長)

第4 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集し、総括する。

(協議事項)

第5 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 教職大学院等を活用した徳島県教員の人材育成の在り方に関する事項
- (2) 教職大学院等への現職教員の派遣並びに処遇に関する事項
- (3) 教職大学院等の市町村教育委員会、学校への情報提供等に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(出典 企画総務課資料)

《必要な資料・データ等》

- 別添資料10-1-1 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程
- 別添資料10-1-2 鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス規程
- 別添資料10-1-3 外部評価委員会議事録
- 別添資料10-1-4 連携協力校運営チーム議事要録
- 別添資料10-1-5 教員人材育成連絡協議会議事要録

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教育委員会及び学校との間で協議する組織を設置し、教職大学院の運営ならびに教育活動等に関する意見を聴取し、充実・改善を図っている。
 - 2) 「教員人材育成連絡協議会」を設置し、教職大学院への現職教員派遣及び教職大学院修了生の処遇等について、定期的な情報と意見の交換を行っている。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では、教職大学院の教育に関する連携だけでなく、鳴門市、藍住町、北島町、松茂町の各連携協力校を主たる対象に、学校経営に関する支援（学校評価の集計・分析支援、学校組織改善研究）を行う組織的活動を展開し、学校と教職大学院の連携の強化を図っている。

また、徳島県教育委員会との間で、「教員人材育成連絡協議会」を立ち上げ、教職大学院への現職教員派遣及び教職大学院修了生の処遇等、教職大学院制度を活用した人材養成の在り方について、定期的な情報と意見の交換を行っていることなどは特記できる点である。